

株式会社ディーエスピーリサーチ

特定無線設備の技術基準適合証明等に
関する業務規程

令和5年12月22日改正

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する業務規程

初版	平成16年7月27日
改正	平成18年8月23日
	平成18年10月16日
	平成19年2月5日
	平成19年6月28日
	平成19年8月14日
	平成19年11月28日
	平成20年10月8日
	平成21年10月19日
	平成22年5月24日
	平成22年10月26日
	平成23年1月5日
	平成23年3月1日
	平成23年6月7日
	平成23年11月14日
	平成23年12月16日
	平成24年8月3日
	平成24年12月14日
	平成25年3月27日
	平成25年4月3日
	平成27年12月2日
	平成28年10月19日
	平成29年3月3日
	平成29年9月1日
	平成30年7月23日
	平成31年2月5日
	平成31年2月14日
	令和元年5月21日
	令和元年7月16日
	令和2年1月31日
	令和2年3月30日
	令和2年8月28日
	令和4年3月14日
	令和4年4月27日
	令和4年9月2日
	令和5年12月22日

（目的）

第1条 この規程は、株式会社ディーエスピーリサーチ（以下「当社」という。）が電波法（昭和25年法律第131号、以下「法」という。）第38条の6第1項の規定による特定無線設備の技術基準適合証明（以下「証明」という。）及び法第38条の24第1項の規定による特定無線設備の工事設計についての認証（以下「認証」という。）を行うために必要な事項を定め、もって証明及び認証（以下「証明等」という。）の公平かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（一 登録に係る事業の区分）

（対象とする無線設備）

第2条 当社が証明等を行う無線設備は、法第38条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第3号に定める特定無線設備とする。

（二 技術基準適合証明の業務を行なう時間及び休日に関する事項）

（業務時間）

第3条 証明等の業務を行う時間は、以下のとおりとする。

10：00から18：00まで

（休日）

第4条 休日は次のとおりとする。

- 一 土曜日、日曜日
- 二 祝祭日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）
- 三 12月29日から翌年1月4日まで
- 四 上記の休日以外に会社が定めた休業日（あらかじめウェブページ等で公示するもの）

（三 技術基準適合証明の業務を行う事務所に関する事項）

（業務を行う事務所）

第5条 証明等の業務を行う事務所は以下のとおりとする。

兵庫県神戸市中央区港島南町1丁目4番地3

（四 技術基準適合証明の業務の実施方法及びその公開の方法に関する事項）

（業務規程の公開）

第6条 当社のウェブページにおいて、業務規程を公開するものとする。

2 認定等規則第13条第2項の規定により業務規程の変更の届出を実施した際には、速やかにウェブページの更新を実施するものとする。

（証明の申込み）

第7条 証明を受けようとする者は、別表第1号の申込書及び別表第2号の同意書及び別表第3号に規定する書類及び資料（以下「証明の書類等」という。）並びに申込設備を提出するものとする。

2 当社は、前項に規定する証明の書類等及び申込設備が事務所に到達した場合は速やかに申込を受理する（受理するとは、申込書及び書類について様式審査を行い、適合している場合に行う行為をいう）。

3 一つの申込に係る申込設備の数は、1,000台以下とする。

（審査）

第8条 当社は、前条の申込を受理したときは、遅滞なく証明員をして審査を行わせる。

2 審査は特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則（昭和56年郵政省令第37号。以下「証明等規則」という。）別表第1号に基づき、工事設計の審査、対比照合審査及び特性試験を行う。

3 第1項において、証明等規則別表第1号一（3）の規定の申込設備が提出されない場合にあっては、次の各号の書類により審査を行う。

一 申込設備の写真（特定無線設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図面であって寸法を記

入したもの。以下同じ。)

二 試験結果報告書（特性試験の結果を記載した書類で、ア、試験担当者名及び責任者名、イ、試験実施年月日、ウ、試験実施場所、エ、試験に使用した測定器の名称及び型番並びに製造番号、較正を行った年月日及び較正を行った機関、オ、特定無線設備の名称、カ、試験項目及び試験結果、キ、試験の方法、及びその他の付随する情報を記載した書類をいう。以下同じ。)

4 前項第2号の試験結果報告書の記載事項が、次の各号に適合しているかの確認を行い、及び試験結果が適合しているかの確認を行うことで、特性試験に代え適合性の審査を実施する。

一 法第24条の2第4項第2号の規定による較正等を受けた測定器を使用して特性試験を行ったものであること。

二 証明等規則別表第1号一(3)に規定する特性試験の方法に従って実施した試験であること。

三 法別表第4に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者、若しくは、当社が同表に掲げる者と同等の知識経験を有すると認める者が試験を行ったものであること。

5 証明等規則第6条第3項に規定される変更の工事を行った特定無線設備の申込については、別表第4号に基づき、変更のあった部分に関し、第2項から前項までの審査及び特性試験を行う。

6 特性試験にあっては、申込台数により別表第5号に示す台数の抜き取りを実施し評価を行う。なお、抜き取りにより評価を実施した結果、電氣的特性のばらつきが大きいと認められる場合は、さらに同数の抜き取りを行うか全数に対し評価を行う。

（審査結果の通知）

第9条 当社は、前条の審査の結果、当該申込設備について証明を行ったときには、別表第6号に定める様式の技術基準適合証書をもって申込者に通知する。

2 前条の審査の結果、証明を拒否するときは、その旨の理由を付した別表第7号の文書をもって申込者に通知する。

3 第1項及び第2項の通知は原則として申込を受理した日から7日（第4条で規定する休日の期間を除く）以内に行う。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

一 手数料の収納が確認されなかったとき。

二 証明の審査の過程で申込者に対し追加の書類の提出、又は申込設備の提出を求めたとき。

三 第7条に規定する書類に不備があったとき。

（証明の報告及び審査結果の公表）

第10条 当社は、前条第1項の証明を行ったときは、証明等規則第6条第4項の規定に基づき次に掲げる事項を記載した報告書を毎月1日から15日まで、16日から末日までの期間毎に、それぞれ期間経過後2週間以内に総務大臣に提出する。

一 証明を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 証明を受けた特定無線設備の種別

三 証明を受けた特定無線設備の型式又は名称

四 電波の型式、周波数及び空中線電力

五 証明番号

六 証明をした年月日

七 設備規則第十四条の二第一項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨

八 公示を希望する日

2 当社が証明を行った設備については、前項の事項を当社のウェブページより閲覧することができる。ただし、証明を受けた者の住所及び法人代表者の氏名を除く。

（申込の取下げ）

第11条 申込者は、申込の全部又は一部を取下げることが出来る。

2 当社は、申込を受理した日から起算して30日を経過し、かつ、以下のいずれかに該当するときは、申込者に対し申込の取下げを求めることができる。

一 申込の受理を行ってから30日以内に手数料の納付がなかったとき。

二 第8条に規定する審査の過程において、当社が申込者に追加の書類又は申込設備の提出を求めた日から20日以内に提出がなかったとき。

三 第7条に規定する書類に不備があり、その補正を求めた日から20日以内に補正のための措置をとらなかったとき。

（表示）

第12条 当社は、証明を行ったときは、別表第8号に定める表示を証明をおこなった設備の見やすい箇所に表示するものとする。

（証明事項の変更届出等）

第13条 証明を受けた者は、第10条第1項第1号に掲げる事項に変更（証明を受けた日から起算して10年を経過するまでの間の変更に限る。）があったときは、証明等規則第6条第6項に基づき、遅滞なく証明等規則様式第6号の届出書を総務大臣に提出するものとする。

2 前項の届出書を総務大臣に提出したときは、当該届出書の写しを当社に提出するものとする。

（不正な証明等についての報告）

第14条 当社は、次に掲げる事項を知ったときには、直ちに、その旨を総務大臣に報告するものとする。

一 証明を受けたものが不正な手段により証明を受けたこと。

二 証明員が法令に違反して証明の審査をしたこと。

（認証の申込）

第15条 認証を受けようとする者は、別表第9号の申込書及び別表第10号の同意書及び別表第3号に規定する書類及び資料（以下「認証の書類等」という。）並びに申込設備を提出するものとする。

2 当社は、前項の認証の書類等及び申込設備が、事務所に到達した場合は速やかに申込を受理する（受理するとは、申込書及び書類について様式審査を行い、適合している場合に行う行為をいう）。

3 当社は申込を受理した場合は、すみやかに受付処理を行い、別表第11号に定める様式の受付確認通知書を申込者に通知する。

（審査）

第16条 当社は、前条の申込を受理したときは、遅滞なく証明員をして審査を行わせる。

2 審査は、証明等規則別表第3号の規定に基づき、工事設計の審査、対比照合審査、特性試験及び確認方法の審査を行う。

3 第1項において、証明等規則別表第3号二において準用する別表第1号一（3）の規定により申込設備が提出されない場合にあつては、次の各号の書類により審査を行う。

一 申込設備の写真（特定無線設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図面であつて寸法を記入したもの。以下同じ。）

二 試験結果報告書（特性試験の結果を記載した書類で、ア、試験担当者名及び責任者名、イ、試験実施年月日、ウ、試験実施場所、エ、試験に使用した測定器の名称及び型番並びに製造番号、較正を行った年月日及び較正を行った機関、オ、特定無線設備の名称、カ、試験項目及び試験結果、キ、試験の方法、及びその他の付随する情報を記載した書類をいう。以下同じ。）

4 前項第2号の試験結果報告書の記載事項が、次の各号に適合しているかの確認を行い、及び試験結果が適合しているかの確認を行うことで、特性試験に代え適合性の審査を実施する。

一 法第24条の2第4項第2号の規定による較正等を受けた測定器を使用して特性試験を行ったものであること。

二 証明等規則別表第3号二において準用する別表第1号一（3）に規定する特性試験の方法に従つて実施した試験であること。

三 別表第4に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者、若しくは、当社が同表に掲げる者と同等の知識経験を有すると認める者が試験を行ったものであること。

5 証明等規則第17条第3項に規定される変更の工事を行った特定無線設備の申込については、別表第4号に基づき、変更のあつた部分に関し、第2項から前項までの審査及び特性試験を行う。

（審査結果の通知）

第17条 当社は、前条の審査の結果、当該申込設備について認証を行ったときには、別表第12号に定める様式の認証書をもって申込者に通知する。

2 前条の審査の結果、認証を拒否するときは、その旨の理由を付した別表13号の文書をもって申込者に通知する。

3 第1項及び第2項の通知は原則として申込を受理した日から7日（第4条で規定する休日の期間を除く）以内に行う。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

一 手数料の収納が確認されなかったとき。

二 認証の審査の過程で申込者に対し追加の書類の提出、又は申込設備の提出を求めたとき。

三 第15条に規定する書類に不備があつたとき。

（認証の報告及び審査結果の公表）

第18条 当社、前条第1項の認証を行ったときは、証明規則第17条第4項の規定に基づき次に掲げる事項を記載した報告書を毎月1日から15日まで、16日から末日までの期間毎に、それぞれ期間経過後2週間以内に総務大臣に提出する。ただし、第八号から第十号の事項に関しては、特定無線設備（法第三十八条の二の二第一項第二号又は第三号の事業の区分に係る工事設計に基づく特定無線設備を含むものを除く。）が提出されなかった場合に限る。

- 一 認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の種別
 - 三 認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の型式又は名称
 - 四 電波の型式、周波数及び空中線電力
 - 五 認証番号
 - 六 認証をした年月日
 - 七 設備規則第十四条の二第一項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨
 - 八 工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の写真等（特定無線設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図であって寸法を記入したものをいう。）
 - 九 別表第三号二において準用する別表第一号一（3）の規定による特性試験の結果
 - 十 工事設計認証をした証明書の写し
 - 十一 公示を希望する日
- 2 当社が認証を行った設備については、前項の事項を当社のウェブページより閲覧することができる。ただし、認証を受けた者の住所及び法人代表者の氏名を除く。

（検査記録の作成等）

第19条 第17条第1項の認証を受けたもの（以下「認証取扱業者」という。）は、認証に係る確認の方法に従い、当該工事設計認証に基づく特定無線設備について検査を行い、証明等規則第19号に基づき次の事項を記載した検査記録を作成し、検査の日から10年間保管しなければならない。

- 一 検査に係る工事設計認証番号
- 二 検査を行った年月日及び場所
- 三 検査を行った責任者の氏名
- 四 検査を行った特定無線設備の数量
- 五 検査の方法
- 六 検査の結果

2 前項に規定する検査記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

（申込の取下げ）

第20条 申込者は、申込の全部又は一部を取下げることが出来る。

2 当社は、申込を受理した日から起算して30日を経過し、かつ、以下のいずれかに該当するときは、申込者に対し申込の取下げを求めることができる。

- 一 申込の受理を行ってから30日以内に手数料の納付がなかったとき。
- 二 第16条に規定する審査の過程において、当社が申込者に追加の書類又は申込設備の提出を求めた日から20日以内に提出がなかったとき。
- 三 第15条に規定する書類に不備があり、その補正を求めた日から20日以内に補正のための措置をとらなかったとき。

（表示）

第21条 認証取扱業者は、認証に基づく特定無線設備について第19条の義務を履行したときは、証明等規則第20条に基づき当該特定無線設備の見やすい個所に認証の表示を行うものとする。

2 前項の表示は、別表第8号（証明等規則様式第7号）に定めるとおりとする。

（認証事項の変更届出等）

第22条 認証を受けた者は、第18条第1項第1号及び第3号に掲げる事項に変更（認証に基づく特定無線設備について検査を最終に行った日から起算して10年を経過するまでの間の変更に限る。）があったときは、証明等規則第17条第6項に基づき、遅滞なく証明等規則様式第6号の届出書を総務大臣に提出するものとする。

2 前項の届出書を総務大臣に提出したときは、当該届出書の写しを当社に提出するものとする。

（不正な認証等についての報告）

第23条 当社は、次に掲げる事項を知ったときには、直ちに、その旨を総務大臣に報告するものとする。

- 一 認証取扱業者が不正な手段により認証を受けたこと
- 二 証明員が法令に違反して認証の審査をしたこと
- 三 認証工事設計に基づく特定無線設備が技術基準に適合していないこと

（五 他の者に特性試験における試験の一部を委託する場合における事項）

（試験等）

第24条 当社は、申込が次の各号のいずれかに該当するときは、証明等の申込に係る特定無線設備について試験を行う。

- 一 証明規則第6条第1項もしくは同条第3項の規定に基づき特定無線設備の提出を受けたとき。
- 二 証明規則第17条第1項もしくは同条第3項の規定に基づき当該設計に基づく特定無線設備の提出を受けたとき。

2 試験員は、証明等規則別表第1号一（3）又は別表第3号二に準用される別表第1号一（3）の規定に基づき試験を実施し、試験結果報告書を作成し、証明員に報告する。

3 前項の試験結果報告書に記載する事項は次のとおりとする。

- 一 試験担当者名及び責任者名
- 二 試験実施年月日
- 三 試験実施場所
- 四 試験に使用した測定器の名称及び型番並びに製造番号、較正を行った年月日及び較正を行った機関
- 五 特定無線設備の名称
- 六 試験項目及び試験結果
- 七 試験の方法
- 八 その他の付随する情報

（試験の委託）

第25条 当社は、特定無線設備の特性試験における試験の一部を他の者に委託する場合は、証明規則第六条第二項の規程に基づき、当該受託者と事前に特定無線設備の試験業務に係る契約書をもって次の事項を取り決める。

- 一 受託する試験の範囲及びそれに係る特定無線設備の種別
 - 二 受託者が、法別表題三号の下欄に掲げる測定器であって、法第二十四条の二第四項第二号のいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月1日から起算して1年以内のものに限る。）を使用して試験が行われることの確認に関する事項
 - 三 証明規則別表第一号に定める特性試験を、平成十六年総務省告示第88号と同じ、もしくは同等以上の方法によって試験が行われることの確認に関する事項
 - 四 試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないことの確認に関する事項
 - 五 試験に係る責任の所在及び業務の分担に関する事項
 - 六 試験に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関する事項
 - 七 その他特性試験に係る試験業務の適正な実施を確保する為に必要な事項
- 2 特性試験業務を委託する受託者は、下記の事業者とする。

受託者の名称： Intel Corporation SAS

所在地： 425 Rue de Goa, Le Cargo B6 - 06600, Antibes, France

受託者の名称： Hewlett Packard Enterprise Company

所在地： 3333 Scott Blvd, Santa Clara, CA 95054, USA

受託者の名称： Fortinet, Inc.

所在地： 899 Kifer Road Sunnyvale, CA 94086, USA

受託者の名称： 株式会社バッファロー

所在地： 愛知県名古屋市中区大須三丁目30番20号 赤門通ビル

3 当社は前々項に掲げる事項の情報について公開請求があったときは、受託者にその旨を連絡した上で、当該事項について口頭による説明又は文書にて公開するものとする。

4 当社は、前項の請求に正当な理由が認められないときはこれを拒否することが出来る。

（測定器等の管理）

第26条 当社は、品質管理部において、試験が適正に実施されるよう、測定器等及び測定室の環境について管理する。

（測定器等の較正）

第27条 当社は、品質管理部において、試験に使用する測定器等について、法第24条の2第4項第2号に定める較正を行う。

（六 手数料の額及びその収納の方法に関する事項）

（手数料の額）

第28条 第6条の証明及び第15条の認証を受けようとする者が支払う手数料の額は、別表第14号に記載のとおりとする。

2 申込件数実績又は特別な事由により第1項の手数料の額を減額する場合の手数料の額は、別表第14号に記載のとおりとする。

3 特別な事由により第1項の手数料の額を増額する場合の手数料の額は、別表第14号に記載のとおりとする。

4 第1号から前号に定めのない手数料の額については、別表第14号に記載のとおりとする。

（手数料の収納の方法）

第29条 証明又は認証の申込の受理を行った場合の手数料の収納方法は、別表第14号に記載のとおりとする。

（七 証明員の選任及び解任並びにその配置に関する事項）

（証明員の選任及び解任）

第30条 証明員の資格は、法別表第4に定めるところによる。

2 証明員の選任又は解任は当社 代表取締役が行う。ただし、次に掲げる場合でなければその意に反して解任することはできない。

一 証明員に休職を命じたとき。

二 証明員を解雇したとき。

三 証明員が退職したとき。

四 証明員が法及びこれに基づく命令に違反したとき。

五 証明員がその職務を遂行することが適当でないと判断されるとき。

3 当社 代表取締役は、証明員が法及びこれに基づく命令又は当社の諸規定に違反したときは、戒告、減給、停職及び免職の懲戒を行うことができる。

4 当社 代表取締役は証明員を選任し又は解任したときは、証明等規則第9条に規定する手続きによりその旨を総務大臣に届け出るものとする。

（証明員の配置）

第31条 証明員の配置は第5条に規定する事務所の所在地とする。

2 証明員の事務所への配置は1名以上とし、複数名となるように配置計画を立てる。

（証明員の職務遂行）

第32条 証明員は、証明又は認証の公共性及び重要性を自覚し、上司の指示に従い、厳正に職務を遂行しなければならない。

2 当社は、証明員が過去2年間に証明等のあった特定無線設備の製造業者等の役員又は従業員であったときは、当該申込に係る証明等の証明及び認証の業務に従事させてはいけない。

（八 技術基準適合証明の業務に関する秘密の保持に関する事項）

（秘密の保持）

第33条 役員、証明員、従業員及びその職にあった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはな

らない。

（九 技術基準適合証明の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項）

（帳簿等の管理）

第34条 法第38条の12に規定する帳簿の記載内容は証明等規則第13条第1項に規定する内容とし、帳簿は認証部長が管理するものとする。

（帳簿の種類及び保存期間）

第35条 帳簿及び書類（以下「帳簿等」という。）の種類及び保存期間は次のとおりとし、帳簿等の管理については下記に定めた管理者により行われるものとする。

- 一 証明等規則第13条に定める帳簿 10年 認証部長
- 二 証明等規則第21条に準用される証明等規則第13条に定める帳簿 10年 認証部長
- 三 申込書及び同意書 10年 認証部長
- 四 試験結果通知書 10年 認証部長
- 五 測定器等管理簿 5年 品質管理部長
- 六 測定器校正管理簿 5年 品質管理部長
- 七 拒否及び取り消し通知書 5年 認証部長

2 前項の帳簿等の保存期間は、当該帳簿等の完結した日から起算する。

（帳簿等の保管方法）

第36条 帳簿等は、管理が適切に行うことのできる事務所内の専用の場所で保管を行う。また、電磁的記録により作成された帳簿等は、電磁的記録により保管する。

（十 財務諸表等の備付け及び閲覧の方法に関する事項）

（会計帳簿）

第37条 当社は、会計帳簿を備え、収入及び支出を勘定科目に従い明確に整理する。但し、収入については、証明及び認証の業務によるものと、それ以外の業務によるものとにこれを区分の上整理する。

2 前項の会計帳簿及びその会計に関する書類の保存期間は、10年とする。

（財務諸表等の備え付け及び閲覧等）

第38条 当社は、次の各号に掲げる資料を備え付けるものとする。

- 一 事業報告書
- 二 収支計算書
- 三 貸借対照表
- 四 財産目録

2 当社は、法第38条の11第2項に規定する者からの請求を受けた際には、同法同項の規定に従い前項の資料を閲覧又は謄写の用に供するものとする。

3 当社は、法第38条の11第2項に規定する者からの請求を受けた際には、同法同項の規定に従い第1項の資料の謄本又は抄本の請求に応じるものとする。

4 前項に関わる謄本又は抄本の発行手数料は、5,500円とする。

（十一 その他技術基準適合証明の業務の実施に関し必要な事項）

（証明、認証業務の基本方針）

第39条 証明、認証業務の執行にあたり、以下に掲げるところによる。

- 一 全ての申込者に対し公正な取扱を行うこと。
- 二 審査は、法、証明規則、設備規則、施行規則、及び関連告示等に基づき行う。
- 三 証明、認証業務の透明性及び公平性を確保するため、当該業務に関する情報をホームページ等で公開する。
- 四 役員、証明員、従業員及びその職にあった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附則（初版制定）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成16年7月27日以降に当社が受理を行った申込から適用する。

附則（改正 平成18年8月23日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成18年8月28日から適用する。

附則（改正 平成18年10月16日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成18年10月19日から適用する。

附則（改正 平成19年2月5日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成19年2月8日から適用する。

附則（改正 平成19年6月28日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成19年7月2日から適用する。

附則（改正 平成19年8月14日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成19年8月16日から適用する。

附則（改正 平成19年11月28日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成19年12月1日から適用する。

附則（改正 平成20年10月8日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成20年10月14日から適用する。

附則（改正 平成21年10月19日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成21年10月22日から適用する。

附則（改正 平成22年5月24日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年5月27日から適用する。

附則（改正 平成22年10月26日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年11月1日から適用する。

附則（改正 平成23年1月5日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成23年1月10日から適用する。

附則（改正 平成23年3月1日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成23年3月3日から適用する。

附則（改正 平成23年6月7日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成23年6月10日から適用する。

附則（改正 平成23年11月14日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成23年11月17日から適用する。

附則（改正 平成23年12月16日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成23年12月19日から適用する。

附則（改正 平成24年8月3日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年8月6日から適用する。

附則（改正 平成24年12月14日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年12月17日から適用する。

附則（改正 平成25年3月27日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成25年3月27日から適用する。

附則（改正 平成25年4月3日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成25年4月5日から適用する。

附則（改正 平成27年12月2日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成27年12月4日から適用する。

附則（改正 平成28年10月19日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成28年10月20日から適用する。

附則（改正 平成29年3月3日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年3月6日から適用する。

附則（改正 平成29年9月1日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年9月4日から適用する。

附則（改正 平成30年7月23日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年7月24日から適用する。

附則（改正 平成31年2月5日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成31年2月6日から適用する。

附則（改正 平成31年2月14日）
（施行期日）

第1条 この規程は、平成31年2月15日から適用する。

附則（改正 令和元年5月21日）
（施行期日）

第1条 この規程は、令和元年5月23日から適用する。

附則（改正 令和元年7月16日）
（施行期日）

第1条 この規程は、令和元年7月17日から適用する。

附則（改正 令和2年1月31日）
（施行期日）

第1条 この規程は、令和2年1月31日から適用する。

附則（改正 令和2年3月30日）
（施行期日）

第1条 この規程は、令和2年4月1日から適用する。

附則（改正 令和2年8月28日）
（施行期日）

第1条 この規程は、令和2年8月31日から適用する。

附則（改正 令和4年3月14日）
（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年3月14日から適用する。

附則（改正 令和4年4月27日）
（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年4月28日から適用する。

附則（改正 令和4年9月2日）
（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年9月3日から適用する。

附則（改正 令和5年12月22日）
（施行期日）

第1条 この規程は、令和5年12月26日から適用する。

別表第1号

技術基準適合証明申込書

年 月 日

株式会社ディーエスピーリサーチ殿

- (1) 申込者 本社所在地
 名称
 代表者役職名
 氏名
- (2) 申込責任者 住所
 役職名
 氏名

下記のとおり電波法第38条の6の規定による技術基準適合証明を受けたいので、同意書を添えて申し込みます。
 なお、申込書類に記載されている内容については、申込者が貴社に対し最終的な責任を負います。

記

申込区分		新規		変更
特定無線設備の種別				
特定無線設備の型式又は名称				
特定無線設備の製造番号		特定無線設備の数		
備考	<販売業者>			

別表第2号

技術基準適合証明業務申込同意書

株式会社ディーエスピーリサーチを甲とし、電波法第38条の6に規定する技術基準適合証明の申し込み者を乙として、甲と乙とは、以下の約定により技術基準適合証明業務の申込に関し同意します。

第1条（適用）

本同意書は、乙が甲に申込を行うことにより、甲が乙に対して提供する技術基準適合証明（以下「証明」という）の業務に適用するものとします。

第2条（本同意書の有効期限）

本同意書の有効期限は、乙が本同意書に押印またはサインをおこなった日から証明を行った日までとします。ただし、本同意書第7条に定める秘密保持に関しては、別途定めるものとします。また、第8条に定める責任制限に関しては、本条の有効期限を適用しないものとします。

第3条（技術基準適合証明申込書）

- 1 本同意書と同時に乙が提出する技術基準適合証明申込書（以下「申込書」という）は、申込を行う特定無線設備毎に乙が甲に提出するものとし、申込の全部に対して乙が責任を負うものとします。
- 2 乙が申込書に記載した事項に変更が生じた場合は遅滞なく甲に届出を行うものとします。

第4条（技術基準適合証明申込書類）

- 1 乙が申込書と同時に甲に提出する技術基準適合証明申込書類（以下「申込書類」という）の記載事項は、乙が全ての責任を負うものとします。
- 2 乙が提出した申込書類に関し、甲がその一部または全部に疑義があると判断した場合は、その旨を乙に通知した上で修正を行った申込書類の提出を求めることが出来るものとします。

第5条（試験結果報告書）

- 1 乙が申込書類の一部として甲に提出する試験結果報告書の記載内容は、乙が全ての責任を負うものとします。
- 2 乙が提出した試験結果報告書に関し、甲がその一部または全部に疑義があると判断した場合は、その旨を乙に通知した上で申込設備の提出を受け、甲がその試験を行うことを乙は拒まないものとします。

第6条（審査）

甲は乙が申込書類を添えて提出を行った申込書を受理したときは、甲が別に発行する業務規程に基づき速やかに審査を行うものとします。

第7条（秘密保持）

- 1 甲は乙が提出する申込書類の内容及び申込に関連する情報等の業務上知り得た乙特有の技術、財務、生産、営業等の内容について、その機密の保持を行う義務を負います。
- 2 甲は、甲の管轄官庁である総務省からの依頼に基づき、申込書類の内容を開示する必要が生じた場合は、乙に事前にその旨を通知し、申込書類の内容を必要最小限の範囲内で総務省に開示することができるものとします。
- 3 申込書類の内容に関する秘密の保持期間は、乙が本同意書に押印またはサインをおこなった日から1年間とします。ただしこの期間を书面通知により延長することを甲は拒まないものとします。

第8条（責任制限）

- 1 乙が甲に提出した申込書類の記載内容に虚偽の事実があった場合は、甲はその一切の責任を負いません。
- 2 甲が証明を行った後、乙が証明を受けた設備の回路、構成等に変更、追加または削除を行い、甲が証明の事実と同一ではないと認める場合は、甲はその一切の責任を負いません。
- 3 甲が証明を行った際に乙に対して提示した条件を、乙が証明を受けた設備に反映させなかったことにより起因する不具合に関しては、甲はその一切の責任を負いません。
- 4 申込設備は空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができない(容易に改造することができない)構造であることを宣言します。
ただし、申込設備が証明規則2条1項19号、2条1項19号の2、2条1項19号の3、2条1項19号の3の2及び2条1項19号の11の無線設備の場合に限る。

第9条（管轄裁判所）

本同意書に関する訴訟については、神戸地方裁判所をもって合意の管轄裁判所とします。

第10条（協議）

本同意書に定めのない事項及び本同意書の各条項に疑義が生じたときは、甲、乙協議し信義誠実の原則に基づき円満に解決するものとします。本同意書の締結を証して乙が署名（記名）押印した本同意書の原本を申込書に添えて提出するものとします。

甲： 住所 〒 650-0047 兵庫県神戸市中央区港島南町1-4-3
 会社名 株式会社ディーエスピーリサーチ 代表取締役 中西伸浩

乙： 住所 〒
 申込者 会社名：
 [申込書にサインまたはご捺印 氏名： 印
 をされた方] 肩書：
 日付

別表第3号

証明等の申込に係る提出書類及び資料

項番	必要な書類及び資料	証明	認証	内容又は摘要
1	事務委任届	○	○	申込者が申込に係る手続きを第三者に委任する場合の委任届
2	技術基準適合証明業務申込同意書	○		(別表第2号)
3	技術基準適合証明業務申込書	○		(別表第1号)
4	工事設計認証業務申込同意書		○	(別表第10号)
5	工事設計認証業務申込書		○	(別表第9号)
6	変更内容説明書	○	○	証明又は認証を受けた特定無線設備の変更の工事を行った内容及び電気的特性並びにその他必要な事項について記載したもの。
7	工事設計書	○	○	証明等規則別表第2号に係る様式及び書類並びに資料、工事設計の内容を説明するために必要となる資料及び事項を記載したもの。
8	確認方法書		○	申込設備がその工事設計に合致することの確認の方法に係る事項を記載した資料(証明等規則別表第4号に該当)又は当社が同等と認める書類又は資料。
9	取扱説明書		○	操作及び保守の方法を記載したもの。
10	図面・写真等	○	○	特定無線設備を提出しない場合であって、その外観(寸法を記したもの)及び部品の配置を示したもの並びに認証の場合は認証の表示についてその方法及び寸法を記載したもの。
11	試験結果報告書	○	○	特定無線設備を提出しない場合であって、第7条第3項第2号又は第15条第3項第2号で規定する内容が記載されているもの。
12	その他	○	○	審査の過程で参考となる事項を記載した資料。

別表第4号

1 軽微な変更の工事に係る事項並びに技術基準適合証明及び証明及び認証の変更の申込書に添付する書類等

軽微な変更の工事に係る事項	条 件	添付を要する書類等
1 送受信装置		工事設計書並びに申込設備の操作及び保守の方法を記載した書類のうち、既に技術基準適合証明又は認証又は証明を受けた特定無線設備と異なる部分に係るもの及び下記に示すもの
(1) 電子管、半導体製品（集積回路及び記憶部分を含む。以下同じ。）部品及び材料		
ア 電子管	同等の性能を有するものに限る。	規格名を記載した書類及び工事設計書の添付画面の記載事項に変更を及ぼす場合にはその図面
イ 半導体製品	同上	同上
ウ 抵抗の種類又は定数	同等以上の性能を有するものに限る。	
エ 蓄電器の種類又は定数	同上	
オ インダクタンス部品	同上	
カ フィルタ	同上	
キ 配線用線類	同上	
ク 接続用部品	同上	
ケ スイッチ	同上	
コ マイクロホン	同上	
サ スピーカー又は受話器	同上	
シ 継電器	同上	
ス 表示器	同上	形状、寸法、定格値及び階級を記載した書類
セ 水晶片	同上	形状、寸法、規格及び型名を記載した書類
ソ 配線板	同上	同上
(2) 回路方式（回路方式の変更に伴う電子管、半導体製品、部品及び材料の増設又は撤去を含む。）		
ア 受信回路	局部発振回路及び海上移動業務の無線局の用に供する受信装置に使用するもの（低周波数出力回路を除く。）を除く。	副次的に発する電波等の限度に関する点検の結果を記載した書類
イ プレストーク方式の回路を同時送受話方式のものに変更	変更後の回路がプレストーク方式における送信時及び受信時の回路構成と同一であるものに限る。	
ウ スケルチ回路	増設又は撤去を含む。	

(3) 部品配置		部品配置図及び副次的に発する電波等の限度に関する点検の結果を記載した書類 工事設計書又は写真、図
(4) 表示器及び操作器	増設又は撤去を含む。(操作性の改善などのためのプログラム変更を含む。)	
2 電源装置		
(1) 電源装置の種類	同等以上の性能を有する物に限る。	
(2) 電源装置の内容(電子管、半導体製品、部品又は材料、回路方式、部品配置等)	同上	規格名を記載した書類
3 空中線及び給電線	増設、撤去又は取付位置の変更を含む。	外観図又は写真
4 空中線(レーダーに限る。)	周波数又は空中線電力に変更を来すこととならない場合に限る。	
5 指示器(レーダーに限る。)	電氣的性能に変更を来すこととならない場合に限る。	
6 付属装置		
(1) 選択呼出装置、呼出名称記憶装置、自動識別装置及び送信装置識別装置等	増設(新たに追加する場合を含む。移動用又は携帯用の機器にあっては、本体と別筐体のものに限る。)又は撤去を含む。	
(2) 多重端局装置、無線呼出用端局装置、模写伝送装置、印刷電信装置、秘話装置、テレメータ付加装置、変調信号処理装置等の符号変換装置	増設(移動用又は携帯用の機器にあっては、本体と別筐体のものに限る。)又は撤去を含む。いずれも副搬送周波数、最高変調周波数、若しくは偏移周波数に変更を来すこととならない場合又は通信路数(電話通信路以外の通信路の数にあっては、電話通信路に換算した数とする。)が増加することとならない場合に限る。	
(3) その他の付属装置(警報装置、監視装置及び制御装置等)	増設(移動用又は携帯用の機器にあっては、本体と別筐体のものに限る。)又は撤去を含む。	
7 その他		
(1) 筐体		
ア 機器本体の寸法及び形状	移動用又は携帯用のものにあつては、高さ、幅及び奥行きとの比が10%までの場合に限る。ただし、上記が適当でないと思われる場合においては、この限りではない。	外観図又は写真
イ 機器本体の材質	材質の強度及び機器の電氣的性能が同等以上の場合に限る。	材質の強度に係る書類、点検の結果を記載した書類
ウ 機器本体と別筐体のもの		外観図又は写真

注 添付を要する書類当については、新旧を対照して記載すること。

2 変更の工事に係る事項並びに技術基準適合証明及び証明及び認証の変更の申込書に添付する書類等

変更の工事に係る事項	条 件	添付を要する書類等
1 送受信装置 (1) 技術基準適合証明及び認証及び証明を希望する電波の型式及び周波数 (2) 技術基準適合証明及び認証及び証明を希望する空中線電力 (3) 電子管、半導体製品、部品及び材料 (4) 回路又はプログラム	 回路方式、筐体の形状及び寸法に変更を来さない場合に限る。 空中線電力を低下させる場合であつて、回路方式、筐体の形状及び寸法に変更を来さない場合に限る。ただし、電力増幅器を接続することによって空中線電力を切り換えることができるものを除く。 電波の型式、周波数、空中線電力又は発振若しくは変調の方式に変更を来すこととならない場合に限る。 発振又は変調の方式に変更を来すこととならない場合に限る。	工事設計書並びに申込設備の操作及び保守の方法を記載した書類のうち、既に技術基準適合証明又は認証又は証明を受けた特定無線設備と異なる部分に係るもの
2 附属装置 模写電送装置、印刷電信装置、秘話装置、テレメータ付加装置、変調信号処理装置等の符号変換装置	副搬送周波数、最高変調周波数若しくは偏移周波数に変更を来すこととなる変更又は増設（新たに追加する場合を含む。）に限る。	

注 添付を要する書類当については、新旧を対照して記載すること。

別表第5号

技術基準適合証明の試験に係る抜き取り台数

申込台数	抜き取り台数
1～2	全数
3～25	2
26～50	3
51～90	5
91～150	8
151～280	13
281～500	20
501～1000	32

別表第6号

技術基準適合証明証書

証明を受けた者	
特定無線設備の種別	
電波の型式、周波数及び空中線電力	
型式又は名称	
販売業者名	
製造番号	
証明番号	
証明をした年月日	
備考	

上記のとおり、電波法第38条の6第1項の規定に基づく技術基準適合証明を行ったものであることを証する。

年 月 日

株式会社ディーエスピーリサーチ ⑩

別表第7号

年 月 日

殿

株式会社ディーエスピーリサーチ

技術基準適合証明拒否通知書

年 月 日付申込に係る下記1の特定無線設備は、下記2の理由により技術基準適合証明を行うことを拒否しますので通知します。

記

1 特定無線設備の内容

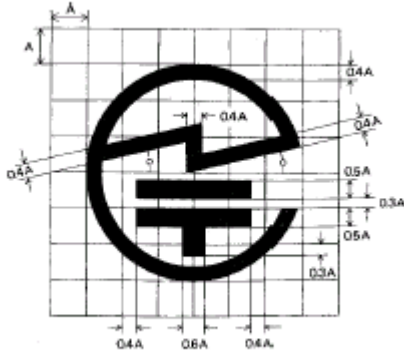
- (1) 特定無線設備の種別
- (2) 電波の型式、周波数及び空中線電力
- (3) 型式又は名称
- (4) 製造番号

2 拒否の理由

別表第8号

1 証明ラベルの様式

表示する事項は、次の様式の表示及び様式の表示に付加する記号並びに技術基準適合証明番号又は認証番号とする。



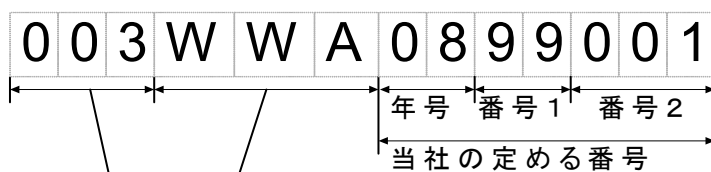
- (1) マークの大きさは、容易に識別することができるものであること。
- (2) 材料は、容易に損傷しないものであること。
(ただし、電磁的表示の場合は適用しない)
- (3) 技術基準適合証明番号又は認証番号は第2項又は第3項のとおりであること。
- (4) 地色は、適宜とすること。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。
- (5) 様式の表示に付加する記号は \boxed{R} とすること。

2 技術基準適合証明番号

(1) 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関の区別を表す003とし、これに続く1又は2文字は無線設備の種別に従い、次表以降に定める省令で定める記号及び当社で定める整理記号とする。

(2) 記号に続く番号は、当社が定める7桁の数字とする。最初の2文字は技術基準適合証明を受けた年号（西暦年数の10位以下の数字で2桁）とし、それに続く2桁の番号（番号1）は、申請の通し番号とする。

(3) (2)の2桁の番号（番号1）に続く3桁の番号（番号2）は、無線設備毎に異なる一連番号で、001から100まで順を追って発行する。



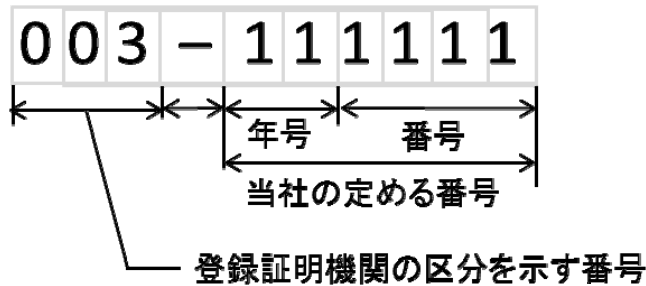
特定無線設備の種別(省令で定める記号)1又は2文字及び当社の定める整理記号

登録証明機関の区分を示す番号

3 工事設計認証番号

(1) 認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関の区別を表す003とし、これに続く4文字目は「- (ハイフン)」とし、5文字目から10文字目までは一の認証工事設計ごとに当社の定める番号とする。

(2) 「- (ハイフン)」に続く番号は、当社が定める6桁の数字とする。最初の2文字は認証を受けた年号（西暦年数の10位以下の数字で2桁）とし、それに続く4桁の番号は、申込を受理した際に発行するランダムな番号とする。（注）



(3) 異なる認証工事設計に基づく二以上の特定無線設備により一の無線設備を構成するものの申し込みを受けた場合は、当該一の無線設備に対して同一の工事設計認証番号を発行することができる。

(4) 既に認証を受けている特定無線設備についての申し込みを受けた場合は、情報通信認証連絡会（ICCJ）による「同一認証番号とする場合のガイドライン」の最新版（総務省 電波利用ホームページ内、情報通信認証連絡会（ICCJ）ウェブページに掲示）に掲げる条件（合理的な判断が可能な場合を含む）の下、変更前の工事設計認証番号を発行することができる。

(1) 省令で定める記号及び当社の定める整理記号

(法第38条の2の2 第1項 第1号に定める特定無線設備)

無線設備の種類別 証明規則 第2条第1項	無線設備の略称	記号				
		証明設備の方式、周波数帯、用途等の区分	省令で定める記号	当社の定める整理記号		
第3号	市民ラジオ		O	AA		
第7号	コードレス電話		L	AA		
第8号	特定小電力機器	テレメータ用、 テレコンロー ル用、データ伝送 用	315MHz 帯 400MHz 帯 920MHz 帯 1200MHz 帯	UA WB VB XA		
		無線呼出用		CA		
		ラジオマイク用	70MHz D 型 300MHz C 型 800MHz B 型	FA DA EA		
		無線電話用		GA		
		医療用テレメータ用		HA		
		体内植込型医療用データ伝送及び 体内植込型医療用遠隔計測用		SA		
		移動体識別用	920MHz 帯 2400MHz 帯 (FH 方式のもの) 2400MHz 帯 (FH 方式以外)	Y JA JB		
		国際輸送用データ伝送設備、 国際輸送用データ制御設備用		IA		
		ミリ波レーダー		KA		
		補聴援助用ラジオマイク		LA		
		作業連絡用		OA		
		移動体検知 センサー	10GHz 帯 24GHz 帯 60GHz 帯 60GHz 帯 (CS 機能有)	QA RA ZA ZB		
		音声アシストシステム		PA		
		人・動物検知通報システム用		YA		
		第13号	小電力セキュリティ		AZ	A
		第19号	2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システム		WW	A
		第19号の2	2.4GHz 帯小電力データ通信システム		GZ	A
第19号の2の2	2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システム (屋外で使用する模型飛行機の無線操縦用)	周波数範囲：2,400MHz～2483.5MHz	UV	A		
第19号の2の3	2.4GHz 帯小電力データ通信システム (屋外で使用する模型飛行機の無線操縦用)	周波数範囲：2471MHz～2497MHz	VV	A		
第19号の3	5GHz 帯小電力データ通信システム	(W52, W53) * 旧規定 (注1)	XW	A		
		周波数範囲：5150～5350MHz、 5470～5730MHz * 新規定 (第78号に掲げるものを除く)	XA	A		
第19号の3の2	5GHz 帯屋外型小電力データ通信システム	(W56) * 旧規定 (注1)	YW	A		
第19号の3の3	5GHz 帯小電力データ通信システム	(W52 or W53) & W56 を同時送信する もの * 旧規定 (注1)	HS	A		
第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信システム		HX	A		
第19号の4の2	60GHz 帯小電力データ通信システム	空中線電力：10mW 超	WU	A		
第19号の4の3	60GHz 帯小電力データ通信システム	空中線電力：10mW 以下	WV	A		
第19号の11	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局	空中線電力：10mW 以下	FV	A		

第 21 号	時分割多元接続方式 狭帯域デジタルコードレス電話		IZ	A
第 21 号の 2	時分割多元接続方式 広帯域デジタルコードレス電話	DECT	AT	A
第 21 号の 3	時分割・直交周波数分割多元接続方式 デジタルコードレス電話	sXGP	BT	A
第 22 号	PHS 陸上移動局		JX	A
第 32 号	狭域通信システム用 陸上移動局		CY	A
第 33 号の 2	狭域通信システム用 試験局		FX	A
第 47 号	超広帯域無線システム		UW	B
第 47 号の 2	超広帯域無線システム（UWB レーダー）		VU	A
第 47 号の 3	屋外型超広帯域無線システム	周波数範囲：7.587～8.4GHz	UO	A
第 47 号の 4	屋外型超広帯域無線システム	周波数範囲：7.25～9GHz	UP	A
第 64 号	700MHz 帯高度道路交通システム用 陸上移動局		XT	A
第 75 号	5.2GHz 帯高出力データ通信システム用 陸上移動局		CR	A
第 78 号	5GHz 帯小電力データ通信システム（車載）		XR	A
第 79 号	6GHz 帯小電力データ通信システム	VLP (EIRP：25mW 以下)	YR	B
第 80 号	6GHz 帯小電力データ通信システム	LPI (EIRP：25mW 超、200mW 以下)	ZR	A
第 81 号	6GHz 帯小電力データ通信システム	LPI *端末間通信機能を有するもの	WR	A

*注1 2020年7月10日までに工事設計認証を受けた旧小電力データ通信システムの無線局等の無線設備に係る認証工事設計について新たな工事設計認証を受ける場合は、従前の例により工事設計認証を受けることができる。(令和元年7月11日 総務省令第27号 附則4による)

（２）省令で定める記号及び当社の定める整理記号

（法第38条の2の2 第1項 第2号に定める特定無線設備）

無線設備の種類 証明規則 第2条第1項	無線設備の略称	記号		
		証明設備の方式、周波数帯、用途等の区分	省令で定める記号	当社の定める整理記号
第9号	Ku帯 VSAT 地球局	(第9号の3、第9号の4を除く)	V	AA
第9号の2	Ka帯 VSAT 地球局		SW	A
第9号の3	Ku帯 VSAT 地球局（高度500km）		NR	A
第9号の4	Ku帯 VSAT 地球局（高度1200km）		PR	A
第10号	携帯無線通信用 中継局	陸上移動局（小電力レピータ） OBW: 90%以内	VT	A
第10号の2	携帯無線通信用 中継局	陸上移動局（小電力レピータ） OBW: 90%超	VS	A
第11号の3	W-CDMA 方式 携帯無線通信用 陸上移動局		XY	A
第11号の4	CDMA2000 方式 携帯無線通信用 陸上移動局		ZY	A
第11号の7	W-CDMA (HSPA) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局		MW	A
第11号の8	CDMA2000 (1x EV-DO) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局		NX	A
第11号の8の2	CDMA2000 (3x EV-DO) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局		XU	A
第11号の11	TD-CDMA 方式 携帯無線通信用 陸上移動局		OW	A
第11号の12	TD-SCDMA 方式 携帯無線通信用 陸上移動局		PW	A
第11号の15	TD-OFDMA (次世代 PHS) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局		DU	A
第11号の17	TD-FDMA (MBTDD 625k) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局		FU	A
第11号の19	SC-FDMA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局		HU	A
第11号の19の2	SC-FDMA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局 (NB-IoT)		PS	A
第11号の19の3	SC-FDMA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局 (eMTC)		QS	A
第11号の21	SC-FDMA (TD-LTE) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局		JU	A
第11号の21の2	SC-FDMA (TD-LTE) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局 (中継)	中継を行うもの	IS	A
第11号の25	OFDMA (モバイル WiMAX) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局		NU	A
第11号の26	OFDMA (TD-UMB) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局		OU	A
第11号の30	第5世代移動通信システム用 陸上移動局	TDD, 3.4~4.1GHz, 4.5~4.9GHz	ER	A
第11号の32	第5世代移動通信システム用 陸上移動局	TDD, 27~29.5GHz	GR	A
第11号の34	第5世代移動通信システム用 陸上移動局	FDD	KR	A
第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局 (対地静止) (オムニトラックス)		BZ	A
第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局 (非静止) (オーブコム)		AY	A
第15号の2	加入者系多方向用移動局		LY	A
第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局		DV	A

第 19 号の 10	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局 (0.2 マイクロワット以下)		EV	A
第 20 号の 2	800MHz 帯デジタル MCA (陸上移動局)		VX	A
第 20 号の 3	高度 MCA 陸上移動局等		HR	A
第 25 号の 2	周波数自動選択 RZSSB		RO	A
第 25 号の 3	周波数追従 RZSSB		RP	A
第 25 号の 5	周波数自動選択狭帯域デジタル		DO	A
第 25 号の 6	周波数追従狭帯域デジタル		DP	A
第 28 号	携帯移動衛星通信用地球局 (対地静止) (N-STAR)		TZ	A
第 28 号の 2	携帯移動衛星通信用地球局 (非静止) (イリジウム)		BY	A
第 28 号の 2 の 2	スラージャ衛星携帯移動地球局		GS	A
第 28 号の 2 の 3	グローバルスター携帯移動地球局		NS	A
第 28 号の 2 の 4	ESIM 携帯移動地球局		OS	A
第 28 号の 2 の 5	Ku 帯携帯移動地球局 (非静止) (高度 500km)		OR	A
第 28 号の 2 の 6	Ku 帯携帯移動地球局 (非静止) (高度 1200km)		QR	A
第 30 号	インマルサット携帯移動地球局		VZ	A
第 30 号の 2	ESV 携帯移動地球局	船上地球局	LW	A
第 30 号の 3	ヘリサット携帯移動地球局		OT	A
第 30 号の 4	防災対策携帯移動衛星通信用 携帯移動地球局		MS	A
第 31 号	ルーラル加入者無線		WZ	A
第 39 号	デジタル空港無線通信用陸上移動局 (設備規則第 49 条の 15 第 1 項)		AW	A
第 46 号	航空移動衛星通信システム		HW	A
第 51 号	WiMAX 用 陸上移動局	直交周波数分割多元接続方式	IV	A
第 54 号	AXGP, TD-LTE 用 陸上移動局	時分割・直交周波数分割多元接続方式	LV	A
第 54 号の 4	AXGP, TD-LTE 用 陸上移動局 (eMTC)	時分割・直交周波数分割多元接続方式	US	A
第 54 号の 6	第 5 世代移動通信システム用 陸上移動局	TDD, 2.545~2.655MHz	MR	A

(3) 省令で定める記号及び当社の定める整理記号

(法第38条の2の2 第1項 第3号に定める特定無線設備)

無線設備の種類 証明規則 第2条第1項	無線設備の略称	記号		
		証明設備の方式、周波数帯、用途等の区分	省令で定める記号	当社の定める整理記号
第1号の9	SSB		S	AA
第1号の10	デジタル		D	AA
第1号の11	F3E等	400MHz帯	F	AA
		150MHz帯		BA
		60MHz帯		CA
		その他の周波数帯		DA
第1号の12	特定ラジオマイク	470-714 MHz, 1240-1260MHz イヤ-モニター用	B	CA
		470-714 MHz, 1240-1260MHz		DA
第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク	470-714 MHz, 1240-1260MHz	CU	B
第1号の13	海上用DSB		OY	A
第1号の14	SSB		PY	A
第1号の15	F3E等		QY	A
第2号	無線標定		Q	AA
第2号の2	ラジオ・ブイ		RY	A
第3号の2	気象援助局		SY	A
第4号の2	簡易無線	150MHz帯	TY	A
第4号の4	無線操縦用簡易無線		UY	A
第4号の5	デジタル簡易無線	150MHz帯及び400MHz帯	SV	A
第4号の6		150MHz帯及び400MHz帯 (キャリアセンス機能を有するもの)	TV	A
第4号の6の2		自動的に又は遠隔操作によって動作するもの	SR	A
第4号の6の3		自動的に又は遠隔操作によって動作するもの(キャリアセンス機能を有するもの)	TR	A
第4号の6の4		自動的に又は遠隔操作によって中継するもの	UR	A
第4号の7		920MHz帯 陸上移動局		ZT
第5号	50GHz帯 CR (簡易無線)		C	AA
第6号	構内無線局 又は 陸上移動局	1200MHz帯の周波数の電波を使用する構内無線局(テレメータ・テレコントロール・データ伝送用)	AS	B
		2450MHz帯の周波数の電波を使用する構内無線局の内、周波数ホッピング以外の方式のもの(移動体識別用)		D
		920MHz帯の周波数の電波を使用する構内無線局(設備規則第49条の9第1号ニただし書きに該当するもの)又は陸上移動局(移動体識別用)		F
第6号の2	920MHz帯構内無線局 又は 陸上移動局 (キャリアセンス機能を備えているもの)	(移動体識別用)	BS	A
第6号の2の2	920MHz帯構内無線局(無線電力伝送用)		ZS	A
第6号の3	2450MHz帯構内無線局 (周波数ホッピング方式を用いるもの)	(移動体識別用)	CS	A
第10号	携帯無線通信用中継局	陸上移動中継局 OBW: 90%以内	VT	B
第10号の2	携帯無線通信用中継局	陸上移動中継局 OBW: 90%超	VS	B
第11号の5	W-CDMA方式 携帯無線通信用基地局等		AX	A
第11号の6	CDMA2000方式 携帯無線通信用基地局等		BX	A
第11号の6の2	W-CDMA方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局		XV	A

第 11 号の 6 の 3	CDMA2000 方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局		ZV	A
第 11 号の 6 の 4	W-CDMA 方式 携帯無線通信用屋内基地局		ET	A
第 11 号の 6 の 5	CDMA2000 方式 携帯無線通信用屋内基地局		FT	A
第 11 号の 9	W-CDMA (HSPA) 方式 携帯無線通信用基地局等		NW	A
第 11 号の 10	CDMA2000 (1x EV-DO) 方式 携帯無線通信用基地局等		PX	A
第 11 号の 10 の 2	W-CDMA (HSPA) 方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局		AU	A
第 11 号の 10 の 3	CDMA2000 (1x EV-DO) 方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局		BU	A
第 11 号の 10 の 4	W-CDMA (HSPA)方式 携帯無線通信用屋内基地局		GT	A
第 11 号の 10 の 5	CDMA2000 (1x EV-DO)方式 携帯無線通信用屋内基地局		HT	A
第 11 号の 13	TD-CDMA 方式 携帯無線通信用基地局等		QW	A
第 11 号の 14	TD-SCDMA 方式 携帯無線通信用基地局等		RW	A
第 11 号の 16	TD-OFDMA (次世代 PHS) 方式 携帯無線通信用基地局等		EU	A
第 11 号の 18	TD-FDMA (MBTDD 625k) 方式 携帯無線通信用基地局等		GU	A
第 11 号の 20	SC-FDMA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用基地局等	OBW: 90%以内	IU	A
第 11 号の 20 の 2	SC-FDMA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局	OBW: 90%以内	IT	A
第 11 号の 20 の 3	SC-FDMA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用屋内基地局	OBW: 90%以内	JT	A
第 11 号の 20 の 4	SC-FDMA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用基地局等	OBW: 90%超	RS	A
第 11 号の 20 の 5	SC-FDMA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局	OBW: 90%超	SS	A
第 11 号の 20 の 6	SC-FDMA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用屋内基地局	OBW: 90%超	TS	A
第 11 号の 22	SC-FDMA (TD-LTE) 方式 携帯無線通信用基地局等		KU	A
第 11 号の 23	SC-FDMA (TD-LTE) 方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局		JS	A
第 11 号の 24	SC-FDMA (TD-LTE) 方式 携帯無線通信用屋内基地局		KS	A
第 11 号の 27	OFDMA (モバイル WiMAX) 方式 携帯無線通信用基地局等		PU	A
第 11 号の 28	OFDMA (TD-UMB) 方式 携帯無線通信用基地局等		QU	A
第 11 号の 29	第 5 世代移動通信システム用 基地局	TDD, 3.4~4.1GHz, 4.5~4.9GHz	DR	A
第 11 号の 31	第 5 世代移動通信システム用 基地局	TDD, 27~29.5GHz	FR	A
第 11 号の 33	第 5 世代移動通信システム用 基地局	FDD	JR	A
第 12 号	アマチュア無線		K	AA
第 15 号	加入者系多方向用基地局		KY	A
第 15 号の 3	加入者系対向用移動局		MY	A
第 16 号	テレメータ用等の固定局		DZ	A
第 17 号	非常警報用固定局		EZ	A
第 18 号	22GHz 帯固定局		FZ	A
第 19 号の 5	5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局		ZW	A
第 19 号の 6	5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局 (0.2μW 以下)		AV	A

第 19 号の 7	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局		BV	A
第 19 号の 8	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局 (0.2μW 以下)		CV	A
第 20 号の 2	800MHz 帯デジタル MCA (デジタル指令局)		VX	A
第 20 号の 4	高度 MCA 制御局等		IR	A
第 23 号	PHS 基地局		KX	A
第 23 号の 2	PHS 中継局		LX	A
第 23 号の 3	PHS 試験局		MX	A
第 24 号	38GHz 帯固定局		LZ	A
第 25 号	RZSSB		RN	A
第 25 号の 4	狭帯域デジタル		QV	A
第 26 号	車両感知用無線標定陸上局		NZ	A
第 27 号	道路交通情報ビーコン		PZ	A
第 28 号の 3	設備規則第 48 条第 1 項のレーダー (マグネトロン・第 3 種レーダー)		VY	A
第 28 号の 4	設備規則第 48 条第 1 項のレーダー (固体素子・第 3 種レーダー)		RT	A
第 29 号	設備規則第 48 条第 4 項のレーダー (マグネトロン・第 4 種レーダー)		UZ	A
第 29 号の 2	設備規則第 48 条第 4 項のレーダー (固体素子・第 4 種レーダー)		ST	A
第 31 号の 2	60GHz 帯高速無線回線用基地局		CX	A
第 31 号の 3	60GHz 帯高速無線回線用多方向陸上移動局		DX	A
第 31 号の 4	60GHz 帯高速無線回線用対向陸上移動局		EX	A
第 31 号の 5	80GHz 帯高速無線回線用陸上移動局		UT	A
第 33 号	狭域通信システム用基地局		DY	A
第 38 号	市町村デジタル防災無線通信用固定局		GX	A
第 40 号	デジタル空港無線通信用陸上移動局 (設備規則第 49 条の 15 第 1 項及び第 2 項)		BW	A
第 41 号	18GHz 帯基地局等 (周波数分割複信方式又は時分割複信方式)		CW	A
第 42 号	18GHz 帯陸上移動局 (4 相位相変調方式)		DW	A
第 43 号	18GHz 帯基地局・陸上移動中継局		EW	A
第 44 号	18GHz 帯電気通信業務用固定局		FW	A
第 48 号	1500MHz 帯電気通信業務用固定局		VW	A
第 49 号	WiMAX 用基地局等	直交周波数分割多元接続方式	GV	A
第 52 号の 2	WiMAX 用フェムトセル基地局		KT	A
第 52 号の 3	WiMAX 用屋内基地局		LT	A
第 53 号	AXGP, TD-LTE 用基地局等	時分割・直交周波数分割多元接続方式	KV	A
第 54 号の 2	AXGP, TD-LTE 用フェムトセル基地局		MT	A
第 54 号の 3	AXGP, TD-LTE 用屋内基地局		NT	A
第 54 号の 5	第 5 世代移動通信システム用 基地局	TDD, 2.545~2.655MHz	LR	A
第 57 号	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルラー	他の放送局の放送番組を中継する方法の みによる放送を行うための無線設備	OV	A
第 57 号の 2	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルラー (CATV 網等接続型)	受信障害対策中継放送を行うための 無線設備に限る	UU	A
第 57 号の 3	エリア放送を行う地上一般放送局		DS	A
第 57 号の 4	ラジオ放送用ギャップフィルラー		GF	A
第 58 号	簡易型船舶自動識別装置		RU	A
第 59 号	簡易型国際 VHF (25W 以下)		SU	A
第 60 号	簡易型国際 VHF (5W 以下)		TU	A
第 61 号	200MHz 帯広帯域移動無線通信用基地局		ZU	A
第 61 号の 2	200MHz 帯広帯域移動無線通信用基地局	(周波数インターリーブを行うもの)	WS	A
第 62 号	200MHz 帯広帯域移動無線通信用陸上移動局		CT	A
第 62 号の 2	200MHz 帯広帯域移動無線通信用陸上移動局	(周波数インターリーブを行うもの)	XS	A
第 63 号	700MHz 帯高度道路交通システム用基地局		WT	A

第 65 号	23GHz 帯陸上移動局		FS	A
第 66 号	23GHz 帯固定局		ES	A
第 67 号	11GHz 又は 15GHz 固定局		LS	A
第 68 号	携帯用位置指示無線標識		TI	A
第 69 号	6.5GHz 又は 7.5GHz 帯基地局陸上移動局		YU	C
第 70 号	6GHz 帯電気通信業務用固定局		YS	C
第 71 号	6.5GHz 又は 7.5GHz 帯固定局		YT	C
第 72 号	無人移動体画像伝送システム		RB	A
第 73 号	5.2GHz 帯高出力データ通信システム用 基地局		AR	A
第 74 号	5.2GHz 帯高出力データ通信システム用 陸上移動中継局		BR	A
第 76 号	150MHz 帯 VHF データ交換装置		PT	A
第 77 号	400MHz 帯デジタル船上通信設備		QT	A

別表第9号

工事設計認証申込書

年 月 日

株式会社ディーエスピーリサーチ殿

(1) 申込者	
本社所在地	:
名称	:
代表者役職名	:
氏名	:
(2) 申込責任者	
住所	:
役職名	:
氏名	:

下記のとおり電波法第38条の24の規定による特定無線設備の工事設計についての認証を受けたいので、同意書を添えて申し込みます。

なお、申込書類に記載されている内容については、申込者が貴社に対し最終的な責任を負います。

記

申込区分	新規申請	変更申請（同番）
		変更申請（異番）
特定無線設備の種別		
特定無線設備の型式又は名称		
備 考		

別表第10号

工事設計認証業務申込同意書

株式会社ディーエスピーリサーチを甲とし、電波法第38条の24に規定する特定無線設備の工事設計についての認証の申し込み者を乙として、甲と乙とは、以下の約定により工事設計認証業務の申込に関し同意します。

第1条（適用）

本同意書は、乙が甲に申込を行うことにより、甲が乙に対して提供する特定無線設備の工事設計認証（以下「認証」という）の業務に適用するものとします。

第2条（本同意書の有効期限）

本同意書の有効期限は、乙が本同意書に押印またはサインをおこなった日から認証を行った日までとします。ただし、本同意書第7条に定める秘密保持に関しては、別途定めるものとします。また、第8条に定める責任制限に関しては、本条の有効期限を適用しないものとします。

第3条（工事設計認証申込書）

1 本同意書と同時に乙が提出する工事設計認証申込書（以下「申込書」という）は、申込を行う特定無線設備毎に乙が甲に提出するものとし、申込の全部に対して乙が責任を負うものとします。

2 乙が申込書に記載した事項に変更が生じた場合は遅滞なく甲に届出を行うものとします。

第4条（工事設計認証申込書類）

1 乙が申込書と同時に甲に提出する工事設計認証申込書類（以下「申込書類」という）の記載事項は、乙が全ての責任を負うものとします。

2 乙が提出した申込書類に関し、甲がその一部または全部に疑義があると判断した場合は、その旨を乙に通知した上で修正を行った申込書類の提出を求めることが出来るものとします。

第5条（試験結果報告書）

1 乙が申込書類の一部として甲に提出する試験結果報告書の記載内容は、乙が全ての責任を負うものとします。

2 乙が提出した試験結果報告書に関し、甲がその一部または全部に疑義があると判断した場合は、その旨を乙に通知した上で申込設備の提出を受け、甲がその試験を行うことを乙は拒まないものとします。

第6条（審査）

甲は乙が申込書類を添えて提出を行った申込書を受理したときは、甲が別に発行する業務規程に基づき速やかに審査を行うものとします。

第7条（秘密保持）

1 甲は乙が提出する申込書類の内容及び申込に関連する情報等の業務上知り得た乙特有の技術、財務、生産、営業等の内容について、その機密の保持を行う義務を負います。

2 甲は、甲の管轄官庁である総務省からの依頼に基づき、申込書類の内容を開示する必要が生じた場合は、乙に事前にその旨を通知し、申込書類の内容を必要最小限の範囲内で総務省に開示することができるものとします。

3 申込書類の内容に関する秘密の保持期間は、乙が本同意書に押印またはサインをおこなった日から1年間とします。ただしこの期間を書面通知により延長することを甲は拒まないものとします。

第8条（責任制限）

1 乙が甲に提出した申込書類の記載内容に虚偽の事実があった場合は、甲はその一切の責任を負いません。

2 甲が認証を行った後、乙が認証を受けた設備の回路、構成等に変更、追加または削除を行い、甲が認証の事実と同一ではないと認める場合は、甲はその一切の責任を負いません。

3 甲が認証を行った際に乙に対して提示した条件を、乙が認証を受けた設備に反映させなかったことにより起因する不具合に関しては、甲はその一切の責任を負いません。

4 申込設備の空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができない(容易に改造することができない)構造であることを宣言します。

ただし、申込設備が証明規則第2条第1項第19号、第2条第1項第19号の2、第2条第1項第19号の3、第2条第1項第19号の3の2及び第2条第1項第19号の11の無線設備の場合に限る。

第9条（管轄裁判所）

本同意書に関する訴訟については、神戸地方裁判所をもって合意の管轄裁判所とします。

第10条（協議）

本同意書に定めのない事項及び本同意書の各条項に疑義が生じたときは、甲、乙協議し信義誠実の原則に基づき円満に解決するものとします。本同意書の締結を証して乙が署名（記名）押印した本同意書の原本を申込書に添えて甲に提出するものとします。

甲： 住所	〒 650-0047 兵庫県神戸市中央区港島南町 1-4-3
会社名	株式会社ディーエスピーリサーチ 代表取締役 中西伸浩
乙： 住所	〒
申込者	会社名：
[申込書にサインまたはご捺印を	氏名：
された方]	肩書：
日付	

別表第 1 1 号

株式会社ディーエスピーリサーチ

受付確認通知書

下記の特定無線設備について、受け付けましたことを通知します。

申 込 者		
特定無線設備の種別 型式又は名称		
販 売 業 者 受 付 番 号		
通 知 年 月 日		
備 考		

本受付確認通知書は、申込書の受理を申込者に通知するものです。下記の場合、本通知書に関わらず、認証を行うことは出来ません。

また、受付番号は審査の過程において変更になる場合があります。

1. 当該申込に対し認証を拒否する場合
2. 申込を受理した日から起算して30日を経過し、かつ、以下の各号のいずれかに該当する場合であって、申込者に対し申込の取下げを求める場合
 - 申込の受理を行った日から30日以内に手数料の納付がなかったとき。
 - 証明規則第17条の規定に基づく追加の書類又は設備の提出を求めた日から20日以内に提出がなかったとき。
 - 証明規則第17条の規定による書類に不備があり、その補正を求めた日から20日以内に補正のための措置をとらなかったとき。

認証の通知は原則として申込を受理した日から7日（会社の定める休日の期間を除く）以内に行います。ただし、以下のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

- 手数料の収納が確認されなかったとき。
- 審査の過程において追加の書類又は設備の提出を求めたとき。
- 証明規則第17条の規定による書類に不備があったとき。

別表第12号

認 証 書

認 証 を 受 け た 者	
特 定 無 線 設 備 の 種 別	
電波の型式、周波数及び空中線電力	
型 式 又 は 名 称	
販 売 業 者 名	
認 証 番 号	
認 証 を し た 年 月 日	
備 考	

上記のとおり、電波法第38条の24第1項の規定に基づく認証を行ったものであることを証する。

年 月 日

株式会社ディーエスピーリサーチ ⑩

別表第13号

年 月 日

殿

株式会社ディーエスピーリサーチ

認証拒否通知書

年 月 日付申込に係る下記1の工事設計は、下記2の理由により認証を行うことを拒否しますので通知します。

記

1 工事設計の内容

- (1) 特定無線設備の種別
- (2) 電波の型式、周波数及び空中線電力
- (3) 型式又は名称

2 拒否の理由

別表第14号 技術基準適合証明及び無線設備の工事設計についての認証手数料

1. 特定無線設備の技術基準適合証明手数料

1-1. 技術基準適合証明手数料（申込設備を提出する場合）（注1）

1-1-1. 免許不要局（法第38条の2の2第1項第1号に定める特定無線設備

（単位：円）

種別 証明規則 第2条第1項	略称	証明手数料				
		証明手数料 (1,000台まで)	特性試験 最初の1台目	特性試験 (2台目以降 1台あたり)	証明ラベル 費用 (1枚あたり)	
第3号	市民ラジオ	66,000	190,000	95,000	20	
第7号	コードレス電話（注3）		親機	190,000		95,000
			子機	190,000		95,000
第8号	特定小電力機器（注2）		13GHz未滿	190,000		95,000
			13GHz以上 25GHz未滿	280,000		140,000
			25GHz以上	600,000		300,000
第13号	小電力セキュリティ		190,000	95,000		
第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム		190,000	95,000		
第19号の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム		190,000	95,000		
第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム （模型飛行機用、2400～2483.5MHz）		190,000	95,000		
第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム （模型飛行機用、2471～2497MHz）		190,000	95,000		
第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム		190,000	95,000		
第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信システム		280,000	140,000		
第19号の4の2	60GHz帯小電力データ通信システム （空中線電力：10mW超）		600,000	300,000		
第19号の4の3	60GHz帯小電力データ通信システム （空中線電力：10mW以下）		600,000	300,000		
第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局		190,000	95,000		
第21号	時分割多元接続方式狭帯域 デジタルコードレス電話（注3）		親機	280,000		140,000
			子機	280,000		140,000
第21号の2	時分割多元接続方式広帯域 デジタルコードレス電話（注3）		親機	280,000		140,000
			子機	280,000		140,000
第21号の3	時分割・直交周波数分割多元接続方式 デジタルコードレス電話（注3）		親機	280,000		140,000
			子機	280,000		140,000
第22号	PHS陸上移動局		280,000	140,000		
第32号	狭域通信システム用陸上移動局		190,000	95,000		
第33号の2	狭域通信システム用試験局		190,000	95,000		
第47号	超広帯域無線システム		280,000	140,000		
第47号の2	超広帯域無線システム（UWBレーダー）		280,000	140,000		
第47号の3	屋外型超広帯域無線システム（7.587～8.4GHz）		280,000	140,000		
第47号の4	屋外型超広帯域無線システム（7.25～9GHz）		280,000	140,000		
第64号	700MHz帯高度道路交通システム用 陸上移動局		190,000	95,000		
第75号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用 陸上移動局		190,000	95,000		
第78号	5GHz帯小電力データ通信システム（車載）	190,000	95,000			
第79号	6GHz帯小電力データ通信システム（VLP）	190,000	95,000			
第80号	6GHz帯小電力データ通信システム（LPI）	190,000	95,000			
第81号	6GHz帯小電力データ通信システム（LPI） （端末間通信機能を有するもの）	190,000	95,000			

注1：技術基準適合証明の最大証明数は1,000台です。

手数料算定式：証明手数料＝証明手数料＋無線設備のサンプル数分の特性試験料金＋証明台数分のラベル費用

注2：13GHz以上25GHz未滿：「移動体検知センサー 24GHz帯」、25GHz以上：「ミリ波レーダー、移動体検知センサー 60GHz帯」が該当します。その他の設備は13GHz未滿の無線設備となります。

注3：「コードレス電話」または「デジタルコードレス電話」の親機と子機を同時に申込する場合は、子機の証明手数料及び特性試験料金は半額となります。

1-1-2. 包括免許局（法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種別	略称	証明手数料			
		証明手数料 (1,000台まで)	特性試験 最初の1台目	特性試験 2台目以降 1台あたり	証明ラベル 費用 (1枚あたり)
第9号	Ku帯VSAT地球局	66,000	420,000	210,000	20
第9号の2	Ka帯VSAT地球局		420,000	210,000	
第9号の3	Ku帯VSAT地球局（高度500km）		420,000	210,000	
第9号の4	Ku帯VSAT地球局（高度1200km）		420,000	210,000	
第10号	携帯無線通信用 中継局 （陸上移動局）		420,000	210,000	
第10号の2	携帯無線通信用 中継局 （陸上移動局）		420,000	210,000	
第11号の3	W-CDMA方式 携帯無線通信用 陸上移動局		220,000	110,000	
第11号の4	CDMA2000方式 携帯無線通信用 陸上移動局		220,000	110,000	
第11号の7	W-CDMA（HSPA）方式 携帯無線通信用 陸上移動局		220,000	110,000	
第11号の8	CDMA2000（1xEV-DO）方式 携帯無線通信用 陸上移動局		220,000	110,000	
第11号の8の2	CDMA2000（3xEV-DO）方式 携帯無線通信用 陸上移動局		220,000	110,000	
第11号の11	TD-CDMA方式 携帯無線通信用 陸上移動局		280,000	140,000	
第11号の12	TD-SCDMA方式 携帯無線通信用 陸上移動局		280,000	140,000	
第11号の15	TD-OFDMA（次世代PHS）方式 携帯無線通信用 陸上移動局		280,000	140,000	
第11号の17	TD-FDMA（MBTDD 625k）方式 携帯無線通信用 陸上移動局		280,000	140,000	
第11号の19	SC-FDMA（FD-LTE）方式 携帯無線通信用 陸上移動局		280,000	140,000	
第11号の19の2	SC-FDMA（FD-LTE）方式 携帯無線通信用 陸上移動局（NB-IoT）		280,000	140,000	
第11号の19の3	SC-FDMA（FD-LTE）方式 携帯無線通信用 陸上移動局（eMTC）		280,000	140,000	
第11号の21	SC-FDMA（TD-LTE）方式 携帯無線通信用 陸上移動局		280,000	140,000	
第11号の21の2	SC-FDMA（TD-LTE）方式 携帯無線通信用 陸上移動局（中継）		450,000	225,000	
第11号の25	OFDMA（モバイルWiMAX）方式 携帯無線通信用 陸上移動局		280,000	140,000	
第11号の26	OFDMA（TD-UMB）方式 携帯無線通信用 陸上移動局		280,000	140,000	
第11号の30	第5世代移動通信システム用 陸上移動局		420,000	210,000	
第11号の32	第5世代移動通信システム用 陸上移動局		900,000	450,000	
第11号の34	第5世代移動通信システム用 陸上移動局		420,000	210,000	
第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局 （対地静止）（オムニトラック）		420,000	210,000	
第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局 （非静止）（オーブコム）		420,000	210,000	
第15号の2	加入者系多方向用 移動局		450,000	225,000	
第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局	190,000	95,000		

1-1-2. 続き 包括免許局（法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備）

種別 証明規則 第2条第1項	略称	証明手数料			
		証明手数料 (1,000台まで)	特性試験 最初の1台目	特性試験 2台目以降 1台あたり	証明ラベル 費用 (1枚あたり)
第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局 (0.2マイクロワット以下)	66,000	190,000	95,000	20
第20号の2	800MHz帯デジタルMCA (陸上移動局)		190,000	95,000	
第20号の3	高度MCA陸上移動局等		280,000	140,000	
第25号の2	周波数自動選択RZSSB		220,000	110,000	
第25号の3	周波数追従RZSSB		220,000	110,000	
第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル		220,000	110,000	
第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル		220,000	110,000	
第28号	携帯移動衛星通信用地球局 (対地静止)(N-STAR)		420,000	210,000	
第28号の2	携帯移動衛星通信用地球局 (非静止)(イリジウム)		420,000	210,000	
第28号の2の2	スラヤー衛星携帯移動地球局		420,000	210,000	
第28号の2の3	グローバルスター携帯移動地球局		420,000	210,000	
第28号の2の4	ESIM携帯移動地球局		420,000	210,000	
第28号の2の5	Ku帯携帯移動地球局(非静止)(高度500km)		420,000	210,000	
第28号の2の6	Ku帯携帯移動地球局(非静止)(高度1200km)		420,000	210,000	
第30号	インマルサット携帯移動地球局		420,000	210,000	
第30号の2	ESV携帯移動地球局		420,000	210,000	
第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局		420,000	210,000	
第30号の4	防災対策携帯移動衛星通信用 携帯移動地球局		420,000	210,000	
第31号	ルーラル加入者無線		190,000	95,000	
第39号	デジタル空港無線通信用 陸上移動局 (設備規則第49条の15第1項)		190,000	95,000	
第46号	航空移動衛星通信システム		420,000	210,000	
第51号	WiMAX用 陸上移動局		220,000	110,000	
第54号	AXGP, TD-LTE用 陸上移動局		280,000	140,000	
第54号の4	AXGP, TD-LTE用 陸上移動局 (eMTC)		280,000	140,000	
第54号の6	第5世代移動通信システム用 陸上移動局		420,000	210,000	

1-1-3. その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）（単位：円）

種別	略称	証明手数料			
		証明手数料 (1,000台まで)	特性試験 最初の1台目	特性試験 2台目以降 1台あたり	証明ラベル 費用 (1枚あたり)
第1号の9	SSB	66,000	220,000	110,000	20
第1号の10	デジタル		220,000	110,000	
第1号の11	F3E等		220,000	110,000	
第1号の12	特定ラジオマイク		220,000	110,000	
第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク		220,000	110,000	
第1号の13	海上用DSB		220,000	110,000	
第1号の14	SSB		220,000	110,000	
第1号の15	F3E等		220,000	110,000	
第2号	無線標定		480,000	240,000	
第2号の2	ラジオ・ブイ		220,000	110,000	
第3号の2	気象援助局		220,000	110,000	
第4号の2	簡易無線		220,000	110,000	
第4号の4	無線操縦用簡易無線		220,000	110,000	
第4号の5	デジタル簡易無線		220,000	110,000	
第4号の6	デジタル簡易無線（キャリアセンス機能あり）		220,000	110,000	
第4号の6の2	デジタル簡易無線（遠隔・自動動作）		220,000	110,000	
第4号の6の3	デジタル簡易無線（遠隔・自動動作） （キャリアセンス機能あり）		220,000	110,000	
第4号の6の4	デジタル簡易無線（遠隔・自動中継）		220,000	110,000	
第4号の7	920MHz帯 陸上移動局		220,000	110,000	
第5号	50GHz帯 CR（簡易無線）		480,000	240,000	
第6号	構内無線局 又は 陸上移動局		220,000	110,000	
第6号の2	920MHz帯構内無線局 又は 陸上移動局 （キャリアセンス機能あり）		220,000	110,000	
第6号の2の2	920MHz帯構内無線局（無線電力伝送用）		220,000	110,000	
第6号の3	2450MHz帯構内無線局（周波数ホッピング方式）		220,000	110,000	
第10号	携帯無線通信用中継局（陸上移動中継局）		420,000	210,000	
第10号の2	携帯無線通信用中継局（陸上移動中継局）		420,000	210,000	
第11号の5	W-CDMA方式 携帯無線通信用 基地局等		310,000	155,000	
第11号の6	CDMA2000方式 携帯無線通信用 基地局等		310,000	155,000	
第11号の6の2	W-CDMA方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局		310,000	155,000	
第11号の6の3	CDMA2000方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局		310,000	155,000	
第11号の6の4	W-CDMA方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局		310,000	155,000	
第11号の6の5	CDMA2000方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局		310,000	155,000	
第11号の9	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 基地局等		310,000	155,000	
第11号の10	CDMA2000(1xEV-DO)方式 携帯無線通信用 基地局等	310,000	155,000		
第11号の10の2	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	310,000	155,000		
第11号の10の3	CDMA2000(1xEV-DO)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	310,000	155,000		
第11号の10の4	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	310,000	155,000		
第11号の10の5	CDMA2000(1xEV-DO)方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	310,000	155,000		
第11号の13	TD-CDMA方式 携帯無線通信用 基地局等	310,000	155,000		
第11号の14	TD-SCDMA方式 携帯無線通信用 基地局等	310,000	155,000		
第11号の16	TD-OFDMA(次世代PHS)方式 携帯無線通信用 基地局等	310,000	155,000		
第11号の18	TD-FDMA(MBTDD 625k)方式 携帯無線通信用 基地局等	310,000	155,000		

1-1-3.続き その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）

種別	略称	証明手数料			
		証明手数料 (1,000台まで)	特性試験 最初の1台目	特性試験 2台目以降 1台あたり	証明ラベル 費用 (1枚あたり)
第11号の20	SC-FDMA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等	66,000	310,000	155,000	20
第11号の20の2	SC-FDMA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局		310,000	155,000	
第11号の20の3	SC-FDMA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局		310,000	155,000	
第11号の20の4	SC-FDMA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等		310,000	155,000	
第11号の20の5	SC-FDMA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局		310,000	155,000	
第11号の20の6	SC-FDMA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局		310,000	155,000	
第11号の22	SC-FDMA (TD-LTE) 方式 携帯無線通信用 基地局等		310,000	155,000	
第11号の23	SC-FDMA (TD-LTE) 方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局		310,000	155,000	
第11号の24	SC-FDMA (TD-LTE) 方式 携帯無線通信用屋内基地局		310,000	155,000	
第11号の27	OFDMA (モバイルWiMAX) 方式 携帯無線通信用 基地局等		310,000	155,000	
第11号の28	OFDMA (TD-UMB)方式携帯無線通信用 基地局等		310,000	155,000	
第11号の29	第5世代移動通信システム用 基地局		560,000	280,000	
第11号の31	第5世代移動通信システム用 基地局		900,000	450,000	
第11号の33	第5世代移動通信システム用 基地局		560,000	280,000	
第12号	アマチュア無線		310,000	155,000	
第15号	加入者系多方向用基地局		480,000	240,000	
第15号の3	加入者系対向用移動局		480,000	240,000	
第16号	テレメータ用等の固定局		220,000	110,000	
第17号	非常警報用固定局		220,000	110,000	
第18号	22GHz 帯固定局		480,000	240,000	
第19号の5	5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局		190,000	95,000	
第19号の6	5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局 (0.2μW以下)		190,000	95,000	
第19号の7	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局		190,000	95,000	
第19号の8	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局 (0.2μW以下)		190,000	95,000	
第20号の2	800MHz 帯デジタルMCA (デジタル指令局)		220,000	110,000	
第20号の4	高度MCA制御局等		310,000	155,000	
第23号	PHS 基地局		310,000	155,000	
第23号の2	PHS 中継局		310,000	155,000	
第23号の3	PHS 試験局		310,000	155,000	
第24号	38GHz 帯固定局		480,000	240,000	
第25号	RZSSB		220,000	110,000	
第25号の4	狭帯域デジタル		220,000	110,000	
第26号	車両感知用無線標定陸上局	480,000	240,000		
第27号	道路交通情報ビーコン	220,000	110,000		
第28号の3	設備規則第48条第1項のレーダー (マグネトロン・第3種レーダー)	220,000	110,000		
第28号の4	設備規則第48条第1項のレーダー (固体素子・第3種レーダー)	220,000	110,000		

1-1-3.続き その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）

種別	略称	証明手数料			
		証明手数料 (1,000台まで)	特性試験 最初の1台目	特性試験 2台目以降 1台あたり	証明ラベル 費用 (1枚あたり)
第29号	設備規則第48条第4項のレーダー (マグネトロン・第4種レーダー)	66,000	220,000	110,000	20
第29号の2	設備規則第48条第4項のレーダー (固体素子・第4種レーダー)		220,000	110,000	
第31号の2	60GHz帯高速無線回線用 基地局		600,000	300,000	
第31号の3	60GHz帯高速無線回線用 多方向陸上移動局		600,000	300,000	
第31号の4	60GHz帯高速無線回線用 対向陸上移動局		600,000	300,000	
第31号の5	80GHz帯高速無線回線用 陸上移動局		600,000	300,000	
第33号	狭域通信システム用基地局		220,000	110,000	
第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局		220,000	110,000	
第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局 (設備規則第49条の15第1項及び第2項)		220,000	110,000	
第41号	18GHz帯基地局等 (周波数分割複信方式又は時分割複信方式)		480,000	240,000	
第42号	18GHz帯陸上移動局(4相変調方式)		480,000	240,000	
第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局		480,000	240,000	
第44号	18GHz帯電気通信業務用固定局		480,000	240,000	
第48号	1500MHz帯電気通信業務用固定局		310,000	155,000	
第49号	WiMAX用基地局等		310,000	155,000	
第52号の2	WiMAX用フェムトセル基地局		310,000	155,000	
第52号の3	WiMAX用屋内小型基地局		310,000	155,000	
第53号	AXGP, TD-LTE用 基地局等		310,000	155,000	
第54号の2	AXGP, TD-LTE用 フェムトセル基地局		310,000	155,000	
第54号の3	AXGP, TD-LTE用 屋内小型基地局		310,000	155,000	
第54号の5	第5世代移動通信システム用 基地局		560,000	280,000	
第57号	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルアー		310,000	155,000	
第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルアー (GATV網等接続型)		310,000	155,000	
第57号の3	エリア放送を行う地一般放送局		310,000	155,000	
第57号の4	ラジオ放送用ギャップフィルアー		310,000	155,000	
第58号	簡易型船舶自動識別装置		220,000	110,000	
第59号	簡易型国際VHF (25W以下)		220,000	110,000	
第60号	簡易型国際VHF (5W以下)		220,000	110,000	
第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用 基地局		310,000	155,000	
第61号の2	200MHz帯広帯域移動無線通信用 基地局		310,000	155,000	
第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用 陸上移動局		310,000	155,000	
第62号の2	200MHz帯広帯域移動無線通信用 陸上移動局		310,000	155,000	
第63号	700MHz帯高度道路交通システム用 基地局		310,000	155,000	
第65号	23GHz帯陸上移動局		480,000	240,000	
第66号	23GHz帯固定局		480,000	240,000	
第67号	11GHz又は15GHz固定局		480,000	240,000	
第68号	携帯用位置指示無線標識		280,000	140,000	
第69号	6.5GHz又は7.5GHz帯基地局陸上移動局		220,000	110,000	
第70号	6GHz帯電気通信業務用固定局		220,000	110,000	
第71号	6.5GHz又は7.5GHz帯固定局		220,000	110,000	
第72号	無人移動体画像伝送システム		220,000	110,000	
第73号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用 基地局		190,000	95,000	
第74号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用 陸上移動中継局	190,000	95,000		
第76号	150MHz帯VHFデータ交換装置	220,000	110,000		
第77号	400MHz帯デジタル船上通信設備	220,000	110,000		

- 1-2. 技術基準適合証明手数料（試験結果報告書を提出し、申込設備を提出しない場合）（注1）
- 1-2-1. 免許不要局（法第38条の2の2第1項第1号に定める特定無線設備）（単位：円）
- 1-2-2. 包括免許局（法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備）（単位：円）
- 1-2-3. その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）（単位：円）

証明手数料		
証明手数料 (1,000台まで)	試験結果報告書及び試験結果データ評価料 (1台あたり)	証明ラベル費用 (1枚あたり)
66,000	20,000	20

2. 特定無線設備の工事設計についての認証手数料

2-1. 新規申込（その1）

2-1-1. 免許不要局（法第38条の2の2第1項第1号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種別	略称	認証手数料	
		一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 （試験結果報告書を提出する場合）
第3号	市民ラジオ	470,000	280,000
第7号	コードレス電話 （注2）	親機	470,000
		子機	470,000
第8号	特定小電力機器 （注1）	13GHz未満	470,000
		13GHz以上 25GHz未満	560,000
		25GHz以上	880,000
第13号	小電力セキュリティ	470,000	280,000
第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム	470,000	280,000
第19号の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム	470,000	280,000
第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム （模型飛行機用、2400～2483.5MHz）	470,000	280,000
第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム （模型飛行機用、2471～2497MHz）	470,000	280,000
第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム	470,000	280,000
第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信システム	560,000	280,000
第19号の4の2	60GHz帯小電力データ通信システム （空中線電力：10mW超）	880,000	280,000
第19号の4の3	60GHz帯小電力データ通信システム （空中線電力：10mW以下）	880,000	280,000
第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局	470,000	280,000
第21号	時分割多元接続方式狭帯域 デジタルコードレス電話（注2）	親機	560,000
		子機	560,000
第21号の2	時分割多元接続方式広帯域 デジタルコードレス電話（注2）	親機	560,000
		子機	560,000
第21号の3	時分割・直交周波数分割多元接続方式 デジタルコードレス電話（注2）	親機	560,000
		子機	560,000
第22号	PHS陸上移動局	560,000	280,000
第32号	狭域通信システム用陸上移動局	470,000	280,000
第33号の2	狭域通信システム用試験局	470,000	280,000
第47号	超広帯域無線システム	560,000	280,000
第47号の2	超広帯域無線システム（UWBレーダー）	560,000	280,000
第47号の3	屋外型超広帯域無線システム（7.587～8.4GHz）	560,000	280,000
第47号の4	屋外型超広帯域無線システム（7.25～9GHz）	560,000	280,000
第64号	700MHz帯高度道路交通システム用 陸上移動局	470,000	280,000
第75号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用 陸上移動局	470,000	280,000
第78号	5GHz帯小電力データ通信システム（車載）	470,000	280,000
第79号	6GHz帯小電力データ通信システム（VLP）	470,000	280,000
第80号	6GHz帯小電力データ通信システム（LPI）	470,000	280,000
第81号	6GHz帯小電力データ通信システム（LPI） （端末間通信機能を有するもの）	470,000	280,000

注1：13GHz以上25GHz未満：「移動体検知センサー 24GHz帯」、25GHz以上：「ミリ波レーダー、移動体検知センサー 60GHz帯」が該当します。その他の設備は13GHz未満の無線設備となります。

注2：「コードレス電話」または「デジタルコードレス電話」の親機と子機を同時に申込する場合は、子機の認証手数料は半額となります。

2-1-2. 包括免許局(法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備)

(単位：円)

種別 証明規則 第2条第1項	略称	認証手数料	
		一の特定無線設備を 提出する場合	一の特定無線設備を 提出しない場合 (試験結果報告書を 提出する場合)
第9号	Ku帯VSAT地球局	700,000	280,000
第9号の2	Ka帯VSAT地球局	700,000	280,000
第9号の3	Ku帯VSAT地球局(高度500km)	700,000	280,000
第9号の4	Ku帯VSAT地球局(高度1200km)	700,000	280,000
第10号	携帯無線通信用中継局(陸上移動局)	700,000	280,000
第10号の2	携帯無線通信用中継局(陸上移動局)	700,000	280,000
第11号の3	W-CDMA方式 携帯無線通信用 陸上移動局	500,000	280,000
第11号の4	CDMA2000方式 携帯無線通信用 陸上移動局	500,000	280,000
第11号の7	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	500,000	280,000
第11号の8	CDMA2000(1xEV-DO)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	500,000	280,000
第11号の8の2	CDMA2000(3xEV-DO)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	500,000	280,000
第11号の11	TD-CDMA方式 携帯無線通信用 陸上移動局	560,000	280,000
第11号の12	TD-SCDMA方式 携帯無線通信用 陸上移動局	560,000	280,000
第11号の15	TD-OFDMA(次世代PHS)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	560,000	280,000
第11号の17	TD-FDMA(MBTDD 625k)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	560,000	280,000
第11号の19	SC-FDMA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	560,000	280,000
第11号の19の2	SC-FDMA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 陸上移動局(NB-IoT)	560,000	280,000
第11号の19の3	SC-FDMA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 陸上移動局(eMTC)	560,000	280,000
第11号の21	SC-FDMA(TD-LTE)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	560,000	280,000
第11号の21の2	SC-FDMA(TD-LTE)方式 携帯無線通信用陸上移動局(中継)	560,000	280,000
第11号の25	OFDMA(モバイルWiMAX)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	560,000	280,000
第11号の26	OFDMA(TD-UMB)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	560,000	280,000
第11号の30	第5世代移動通信システム用 陸上移動局	700,000	280,000
第11号の32	第5世代移動通信システム用 陸上移動局	1,180,000	280,000
第11号の34	第5世代移動通信システム用 陸上移動局	700,000	280,000
第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局 (対地静止)(オムニトラック)	700,000	280,000
第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局 (非静止)(オープンコム)	700,000	280,000
第15号の2	加入者系多方向用移動局	730,000	280,000
第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局	470,000	280,000

2-1-2. 続き 包括免許局(法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備)

種別 証明規則 第2条第1項	略称	認証手数料	
		一の特定無線設備を 提出する場合	一の特定無線設備を 提出しない場合 (試験結果報告書を 提出する場合)
第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局 (0.2マイクロワット以下)	470,000	280,000
第20号の2	800MHz帯デジタルMCA (陸上移動局)	470,000	280,000
第20号の3	高度MCA陸上移動局等	560,000	280,000
第25号の2	周波数自動選択RZSSB	500,000	280,000
第25号の3	周波数追従RZSSB	500,000	280,000
第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル	500,000	280,000
第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル	500,000	280,000
第28号	携帯移動衛星通信用地球局 (対地静止)(N-STAR)	700,000	280,000
第28号の2	携帯移動衛星通信用地球局 (非静止)(イリジウム)	700,000	280,000
第28号の2の2	スラージャ衛星携帯移動地球局	700,000	280,000
第28号の2の3	グローバルスター携帯移動地球局	700,000	280,000
第28号の2の4	ESIM携帯移動地球局	700,000	280,000
第28号の2の5	Ku帯携帯移動地球局(非静止)(高度500km)	700,000	280,000
第28号の2の6	Ku帯携帯移動地球局(非静止)(高度1200km)	700,000	280,000
第30号	インマルサット携帯移動地球局	700,000	280,000
第30号の2	ESV携帯移動地球局	700,000	280,000
第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局	700,000	280,000
第30号の4	防災対策携帯移動衛星通信用 携帯移動地球局	700,000	280,000
第31号	ルーラル加入者無線	470,000	280,000
第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局 (設備規則第49条の15第1項)	470,000	280,000
第46号	航空移動衛星通信システム	700,000	280,000
第51号	WiMAX用 陸上移動局	500,000	280,000
第54号	AXGP, TD-LTE用 陸上移動局	560,000	280,000
第54号の4	AXGP, TD-LTE用 陸上移動局 (eMTC)	560,000	280,000
第54号の6	第5世代移動通信システム用 陸上移動局	700,000	280,000

2-1-3. その他の無線局(法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備)

(単位：円)

種別	略称	認証手数料	
		一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 (試験結果報告書を提出する場合)
証明規則 第2条第1項			
第1号の9	SSB	500,000	280,000
第1号の10	デジタル	500,000	280,000
第1号の11	F3E等	500,000	280,000
第1号の12	特定ラジオマイク	500,000	280,000
第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク	500,000	280,000
第1号の13	海上用DSB	500,000	280,000
第1号の14	SSB	500,000	280,000
第1号の15	F3E等	500,000	280,000
第2号	無線標定	760,000	280,000
第2号の2	ラジオ・バイ	500,000	280,000
第3号の2	気象援助局	500,000	280,000
第4号の2	簡易無線	500,000	280,000
第4号の4	無線操縦用簡易無線	500,000	280,000
第4号の5	デジタル簡易無線	500,000	280,000
第4号の6	デジタル簡易無線(キャリアセンス機能あり)	500,000	280,000
第4号の6の2	デジタル簡易無線(自動・遠隔動作)	500,000	280,000
第4号の6の3	デジタル簡易無線(自動・遠隔動作) (キャリアセンス機能あり)	500,000	280,000
第4号の6の4	デジタル簡易無線(自動・遠隔中継)	500,000	280,000
第4号の7	920MHz帯 陸上移動局	500,000	280,000
第5号	50GHz帯 CR(簡易無線)	760,000	280,000
第6号	構内無線局 又は 陸上移動局	500,000	280,000
第6号の2	920MHz帯構内無線局 又は 陸上移動局 (キャリアセンス機能あり)	500,000	280,000
第6号の2の2	920MHz帯構内無線局(無線電力伝送用)	500,000	280,000
第6号の3	2450MHz帯構内無線局(周波数ホッピング方式)	500,000	280,000
第10号	携帯無線通信用中継局(陸上移動中継局)	700,000	280,000
第10号の2	携帯無線通信用中継局(陸上移動中継局)	700,000	280,000
第11号の5	W-CDMA方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000
第11号の6	CDMA2000方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000
第11号の6の2	W-CDMA方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	590,000	280,000
第11号の6の3	CDMA2000方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	590,000	280,000
第11号の6の4	W-CDMA方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	590,000	280,000
第11号の6の5	CDMA2000方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	590,000	280,000
第11号の9	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000
第11号の10	CDMA2000(1xEV-DO)方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000
第11号の10の2	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	590,000	280,000
第11号の10の3	CDMA2000(1xEV-DO)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	590,000	280,000
第11号の10の4	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	590,000	280,000
第11号の10の5	CDMA2000(1xEV-DO)方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	590,000	280,000
第11号の13	TD-CDMA方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000
第11号の14	TD-SCDMA方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000
第11号の16	TD-OFDMA(次世代PHS)方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000
第11号の18	TD-FDMA(MBTDD 625k)方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000
第11号の20	SC-FDMA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000

2-1-3.続き その他の無線局(法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備)

種別	略称	認証手数料	
		一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 (試験結果報告書を提出する場合)
証明規則 第2条第1項			
第11号の20の2	SC-FDMA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	590,000	280,000
第11号の20の3	SC-FDMA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	590,000	280,000
第11号の20の4	SC-FDMA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000
第11号の20の5	SC-FDMA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	590,000	280,000
第11号の20の6	SC-FDMA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	590,000	280,000
第11号の22	SC-FDMA(TD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000
第11号の23	SC-FDMA (TD-LTE) 方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局	590,000	280,000
第11号の24	SC-FDMA (TD-LTE) 方式 携帯無線通信用屋内基地局	590,000	280,000
第11号の27	OFDMA(モバイルWiMAX)方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000
第11号の28	OFDMA(TD-UMB)方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000
第11号の29	第5世代移動通信システム用 基地局	840,000	280,000
第11号の31	第5世代移動通信システム用 基地局	1,180,000	280,000
第11号の33	第5世代移動通信システム用 基地局	840,000	280,000
第12号	アマチュア無線	590,000	280,000
第15号	加入者系多方向用基地局	760,000	280,000
第15号の3	加入者系対向用移動局	760,000	280,000
第16号	テレメータ用等の固定局	500,000	280,000
第17号	非常警報用固定局	500,000	280,000
第18号	22GHz 帯固定局	760,000	280,000
第19号の5	5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局	470,000	280,000
第19号の6	5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局 (0.2μW以下)	470,000	280,000
第19号の7	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局	470,000	280,000
第19号の8	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局 (0.2μW以下)	470,000	280,000
第20号の2	800MHz 帯デジタル MCA(デジタル指令局)	500,000	280,000
第20号の4	高度 MCA 制御局等	590,000	280,000
第23号	PHS 基地局	590,000	280,000
第23号の2	PHS 中継局	590,000	280,000
第23号の3	PHS 試験局	590,000	280,000
第24号	38GHz 帯固定局	760,000	280,000
第25号	RZSSB	500,000	280,000
第25号の4	狭帯域デジタル	500,000	280,000
第26号	車両感知用無線標定陸上局	760,000	280,000
第27号	道路交通情報ビーコン	500,000	280,000
第28号の3	設備規則第48条第1項のレーダー (マグネトロン・第3種レーダー)	500,000	280,000
第28号の4	設備規則第48条第1項のレーダー (固体素子・第3種レーダー)	500,000	280,000

2-1-3.続き その他の無線局(法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備)

種別	略称	認証手数料	
		一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 (試験結果報告書を提出する場合)
証明規則 第2条第1項			
第29号	設備規則第48条第4項のレーダー (マグネトロン・第4種レーダー)	500,000	280,000
第29号の2	設備規則第48条第4項のレーダー (固体素子・第4種レーダー)	500,000	280,000
第31号の2	60GHz帯高速無線回線用 基地局	880,000	280,000
第31号の3	60GHz帯高速無線回線用 多方向陸上移動局	880,000	280,000
第31号の4	60GHz帯高速無線回線用 対向陸上移動局	880,000	280,000
第31号の5	80GHz帯高速無線回線 用陸上移動局	880,000	280,000
第33号	狭域通信システム用基地局	500,000	280,000
第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局	500,000	280,000
第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局 (設備規則第49条の15第1項及び第2項)	500,000	280,000
第41号	18GHz帯基地局等 (周波数分割複信方式又は時分割複信方式)	760,000	280,000
第42号	18GHz帯陸上移動局(4相位相変調方式)	760,000	280,000
第43号	18GHz帯 基地局・陸上移動中継局	760,000	280,000
第44号	18GHz帯 電気通信業務用固定局	760,000	280,000
第48号	1500MHz帯 電気通信業務用固定局	590,000	280,000
第49号	WiMAX用 基地局等	590,000	280,000
第52号の2	WiMAX用 フェムトセル基地局	590,000	280,000
第52号の3	WiMAX用 屋内小型基地局	590,000	280,000
第53号	AXGP, TD-LTE用 基地局等	590,000	280,000
第54号の2	AXGP, TD-LTE用 フェムトセル基地局	590,000	280,000
第54号の3	AXGP, TD-LTE用 屋内小型基地局	590,000	280,000
第54号の5	第5世代移動通信システム用 基地局	840,000	280,000
第57号	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルア	590,000	280,000
第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルア(CATV網等接続型)	590,000	280,000
第57号の3	エリア放送を行う地上一般放送局	590,000	280,000
第57号の4	ラジオ放送用ギャップフィルア	590,000	280,000
第58号	簡易型船舶自動識別装置	500,000	280,000
第59号	簡易型国際VHF(25W以下)	500,000	280,000
第60号	簡易型国際VHF(5W以下)	500,000	280,000
第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局	590,000	280,000
第61号の2	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局	590,000	280,000
第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局	590,000	280,000
第62号の2	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局	590,000	280,000
第63号	700MHz帯高度道路交通システム用基地局	470,000	280,000
第65号	23GHz帯陸上移動局	760,000	280,000
第66号	23GHz帯固定局	760,000	280,000
第67号	11GHz又は15GHz固定局	760,000	280,000
第68号	携帯用位置指示無線標識	560,000	280,000
第69号	6.5GHz又は7.5GHz帯基地局陸上移動局	500,000	280,000
第70号	6GHz帯電気通信業務用固定局	500,000	280,000
第71号	6.5GHz又は7.5GHz帯固定局	500,000	280,000
第72号	無人移動体画像伝送システム	500,000	280,000
第73号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用 基地局	470,000	280,000
第74号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用 陸上移動中継局	470,000	280,000
第76号	150MHz帯VHFデータ交換装置	500,000	280,000
第77号	400MHz帯デジタル船上通信設備	500,000	280,000

2-2. 新規申込（その2）

- 2-2-1. 免許不要局（法第38条の2の2第1項第1号に定める特定無線設備）（単位：円）
 2-2-2. 包括免許局（法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備）（単位：円）
 2-2-3. その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）（単位：円）

認証手数料	
既認証の無線設備を再申込する場合であって、 認証取扱業者等の変更を伴う場合	左記の場合で且つ申請電力値を変更しない空中線の増設、 撤去または変更が伴う場合
120,000	140,000

2-3. 変更の申込

2-3-1. 変更の工事 ～ 別表第4号第2項の変更の工事に係る事項

2-3-1-1. 免許不要局（法第38条の2の2第1項第1号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種別	略称	認証手数料		
		一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 （試験結果報告書を提出する場合）	
第3号	市民ラジオ	390,000	200,000	
第7号	コードレス電話 （注2）	親機	390,000	200,000
		子機	390,000	200,000
第8号	特定小電力機器 （注1）	13GHz未滿	390,000	200,000
		13GHz以上 25GHz未滿	480,000	200,000
		25GHz以上	800,000	200,000
第13号	小電力セキュリティ	390,000	200,000	
第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム	390,000	200,000	
第19号の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム	390,000	200,000	
第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム （模型飛行機用、2400～2483.5MHz）	390,000	200,000	
第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム （模型飛行機用、2471～2497MHz）	390,000	200,000	
第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム（注3）	390,000	200,000	
第19号の3の2	5GHz帯屋外型小電力データ通信システム（注3）	390,000	200,000	
第19号の3の3	5GHz帯小電力データ通信システム（注3）	390,000	200,000	
第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信システム	480,000	200,000	
第19号の4の2	60GHz帯小電力データ通信システム （空中線電力：10mW超）	800,000	200,000	
第19号の4の3	60GHz帯小電力データ通信システム （空中線電力：10mW以下）	800,000	200,000	
第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局	390,000	200,000	
第21号	時分割多元接続方式狭帯域 デジタルコードレス電話（注2）	親機	480,000	200,000
		子機	480,000	200,000
第21号の2	時分割多元接続方式広帯域 デジタルコードレス電話（注2）	親機	480,000	200,000
		子機	480,000	200,000
第21号の3	時分割・直交周波数分割多元接続方式 デジタルコードレス電話（注2）	親機	480,000	200,000
		子機	480,000	200,000
第22号	PHS陸上移動局	480,000	200,000	
第32号	狭域通信システム用陸上移動局	390,000	200,000	
第33号の2	狭域通信システム用試験局	390,000	200,000	
第47号	超広帯域無線システム	480,000	200,000	
第47号の2	超広帯域無線システム（UWBレーダー）	480,000	200,000	
第47号の3	屋外型超広帯域無線システム（7.587～8.4GHz）	480,000	200,000	
第47号の4	屋外型超広帯域無線システム（7.25～9GHz）	480,000	200,000	
第64号	700MHz帯高度道路交通システム用 陸上移動局	390,000	200,000	
第75号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用 陸上移動局	390,000	200,000	
第78号	5GHz帯小電力データ通信システム（車載）	390,000	200,000	
第79号	6GHz帯小電力データ通信システム（VLP）	390,000	200,000	
第80号	6GHz帯小電力データ通信システム（LPI）	390,000	200,000	
第81号	6GHz帯小電力データ通信システム（LPI） （端末間通信機能を有するもの）	390,000	200,000	

注1：13GHz以上25GHz未滿：「移動体検知センサー24GHz帯」、25GHz以上：「ミリ波レーダー、移動体検知センサー 60GHz帯」が該当します。その他の設備は13GHz未滿の無線設備となります。

注2：「コードレス電話」または「デジタルコードレス電話」の親機と子機を同時に申込する場合は、子機の認証手数料は半額となります。

注3：2020年7月10日までに工事設計認証を受けた旧小電力データ通信システムの無線局等の無線設備に係る認証工事設計について新たな工事設計認証を受ける場合は、従前の例により工事設計認証を受けることができる。（令和元年7月11日 総務省令第27号 附則4による）

2-3-1-2. 包括免許局（法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種別	略称	認証手数料	
		一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 （試験結果報告書を提出する場合）
証明規則 第2条第1項			
第9号	Ku帯 VSAT 地球局	620,000	200,000
第9号の2	Ka帯 VSAT 地球局	620,000	200,000
第9号	Ku帯 VSAT 地球局（高度500km）	620,000	200,000
第9号	Ku帯 VSAT 地球局（高度1200km）	620,000	200,000
第10号	携帯無線通信用中継局（陸上移動局）	620,000	200,000
第10号の2	携帯無線通信用中継局（陸上移動局）	620,000	200,000
第11号の3	W-CDMA方式 携帯無線通信用 陸上移動局	420,000	200,000
第11号の4	CDMA2000方式 携帯無線通信用 陸上移動局	420,000	200,000
第11号の7	W-CDMA（HSPA）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	420,000	200,000
第11号の8	CDMA2000（1xEV-DO）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	420,000	200,000
第11号の8の2	CDMA2000（3xEV-DO）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	420,000	200,000
第11号の11	TD-CDMA方式 携帯無線通信用 陸上移動局	480,000	200,000
第11号の12	TD-SCDMA方式 携帯無線通信用 陸上移動局	480,000	200,000
第11号の15	TD-OFDMA（次世代PHS）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	480,000	200,000
第11号の17	TD-FDMA（MBTDD 625k）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	480,000	200,000
第11号の19	SC-FDMA（FD-LTE）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	480,000	200,000
第11号の19の2	SC-FDMA（FD-LTE）方式 携帯無線通信用 陸上移動局（NB-IoT）	480,000	200,000
第11号の19の3	SC-FDMA（FD-LTE）方式 携帯無線通信用 陸上移動局（eMTC）	480,000	200,000
第11号の21	SC-FDMA（TD-LTE）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	480,000	200,000
第11号の21の2	SC-FDMA（TD-LTE）方式 携帯無線通信用陸上移動局（中継）	480,000	200,000
第11号の25	OFDMA（モバイルWiMAX）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	480,000	200,000
第11号の26	OFDMA（TD-UMB）方式 携帯無線通信用 陸上移動局	480,000	200,000
第11号の30	第5世代移動通信システム用 陸上移動局	620,000	200,000
第11号の32	第5世代移動通信システム用 陸上移動局	1,100,000	200,000
第11号の34	第5世代移動通信システム用 陸上移動局	620,000	200,000
第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局 （対地静止）（オムニトラック）	620,000	200,000
第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局 （非静止）（オーブコム）	620,000	200,000
第15号の2	加入者系多方向用移動局	650,000	200,000
第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局	390,000	200,000
第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局 （0.2マイクロワット以下）	390,000	200,000

2-3-1-2. 続き 包括免許局（法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備）

種別	略称	認証手数料	
		一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 （試験結果報告書を提出する場合）
証明規則 第2条第1項			
第20号の2	800MHz帯デジタルMCA （陸上移動局）	390,000	200,000
第20号の3	高度MCA陸上移動局等	480,000	200,000
第25号の2	周波数自動選択RZSSB	420,000	200,000
第25号の3	周波数追従RZSSB	420,000	200,000
第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル	420,000	200,000
第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル	420,000	200,000
第28号	携帯移動衛星通信用地球局 （対地静止）（N-STAR）	620,000	200,000
第28号の2	携帯移動衛星通信用地球局 （非静止）（イリジウム）	620,000	200,000
第28号の2の2	スラージャ衛星携帯移動地球局	620,000	200,000
第28号の2の3	グローバルスター携帯移動地球局	620,000	200,000
第28号の2の4	ESIM携帯移動地球局	620,000	200,000
第28号の2の5	Ku帯携帯移動地球局（非静止）（高度500km）	620,000	200,000
第28号の2の6	Ku帯携帯移動地球局（非静止）（高度1200km）	620,000	200,000
第30号	インマルサット携帯移動地球局	620,000	200,000
第30号の2	ESV携帯移動地球局	620,000	200,000
第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局	620,000	200,000
第30号の4	防災対策携帯移動衛星通信用 携帯移動地球局	620,000	200,000
第31号	ルーラル加入者無線	390,000	200,000
第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局 （設備規則第49条の15第1項）	390,000	200,000
第46号	航空移動衛星通信システム	620,000	200,000
第51号	WiMAX用陸上移動局	420,000	200,000
第54号	AXGP, TD-LTE用陸上移動局	480,000	200,000
第54号の4	AXGP, TD-LTE用陸上移動局（eMTC）	480,000	200,000
第54号の6	第5世代移動通信システム用陸上移動局	620,000	200,000

2-3-1-3. その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）（単位：円）

種別 証明規則 第2条第1項	略称	認証手数料	
		一の特定無線設備を 提出する場合	一の特定無線設備を 提出しない場合 (試験結果報告書を 提出する場合)
第1号の9	SSB	420,000	200,000
第1号の10	デジタル	420,000	200,000
第1号の11	F3E等	420,000	200,000
第1号の12	特定ラジオマイク	420,000	200,000
第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク	420,000	200,000
第1号の13	海上用DSB	420,000	200,000
第1号の14	SSB	420,000	200,000
第1号の15	F3E等	420,000	200,000
第2号	無線標定	680,000	200,000
第2号の2	ラジオ・ブイ	420,000	200,000
第3号の2	気象援助局	420,000	200,000
第4号の2	簡易無線	420,000	200,000
第4号の4	無線操縦用簡易無線	420,000	200,000
第4号の5	デジタル簡易無線	420,000	200,000
第4号の6	デジタル簡易無線（キャリアセンス機能あり）	420,000	200,000
第4号の6の2	デジタル簡易無線（自動・遠隔動作）	420,000	200,000
第4号の6の3	デジタル簡易無線（自動・遠隔動作） （キャリアセンス機能あり）	420,000	200,000
第4号の6の4	デジタル簡易無線（自動・遠隔中継）	420,000	200,000
第4号の7	920MHz帯 陸上移動局	420,000	200,000
第5号	50GHz帯 CR（簡易無線）	680,000	200,000
第6号	構内無線局 又は 陸上移動局	420,000	200,000
第6号の2	920MHz帯構内無線局 又は 陸上移動局 （キャリアセンス機能あり）	420,000	200,000
第6号の2の2	920MHz帯構内無線局（無線電力伝送用）	420,000	200,000
第6号の3	2450MHz帯構内無線局（周波数ホッピング方式）	420,000	200,000
第10号	携帯無線通信用中継局（陸上移動中継局）	620,000	200,000
第10号の2	携帯無線通信用中継局（陸上移動中継局）	620,000	200,000
第11号の5	W-CDMA方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第11号の6	CDMA2000方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第11号の6の2	W-CDMA方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	510,000	200,000
第11号の6の3	CDMA2000方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	510,000	200,000
第11号の6の4	W-CDMA方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	510,000	200,000
第11号の6の5	CDMA2000方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	510,000	200,000
第11号の9	W-CDMA（HSPA）方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第11号の10	CDMA2000（1xEV-DO）方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第11号の10の2	W-CDMA（HSPA）方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	510,000	200,000
第11号の10の3	CDMA2000（1xEV-DO）方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	510,000	200,000
第11号の10の4	W-CDMA（HSPA）方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	510,000	200,000
第11号の10の5	CDMA2000（1xEV-DO）方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	510,000	200,000
第11号の13	TD-CDMA方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第11号の14	TD-SCDMA方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第11号の16	TD-OFDMA（次世代PHS）方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第11号の18	TD-FDMA（MBTDD 625k）方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第11号の20	SC-FDMA（FD-LTE）方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000

2-3-1-3.続き その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）

種別	略称	認証手数料	
		一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 (試験結果報告書を提出する場合)
証明規則 第2条第1項			
第11号の20の2	SC-FDMA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	510,000	200,000
第11号の20の3	SC-FDMA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	510,000	200,000
第11号の20の4	SC-FDMA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第11号の20の5	SC-FDMA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	510,000	200,000
第11号の20の6	SC-FDMA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	510,000	200,000
第11号の22	SC-FDMA (TD-LTE) 方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第11号の23	SC-FDMA (TD-LTE) 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	510,000	200,000
第11号の24	SC-FDMA (TD-LTE) 方式 携帯無線通信用 屋内基地局	510,000	200,000
第11号の27	OFDMA (モバイル WiMAX) 方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第11号の28	OFDMA (TD-UMB) 方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第11号の29	第5世代移動通信システム用 基地局	760,000	200,000
第11号の31	第5世代移動通信システム用 基地局	1,100,000	200,000
第11号の33	第5世代移動通信システム用 基地局	760,000	200,000
第12号	アマチュア無線	510,000	200,000
第15号	加入者系多方向用基地局	680,000	200,000
第15号の3	加入者系対向用移動局	680,000	200,000
第16号	テレメータ用等の固定局	420,000	200,000
第17号	非常警報用固定局	420,000	200,000
第18号	22GHz 帯固定局	680,000	200,000
第19号の5	5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局	390,000	200,000
第19号の6	5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局 (0.2μW以下)	390,000	200,000
第19号の7	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局	390,000	200,000
第19号の8	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局 (0.2μW以下)	390,000	200,000
第20号の2	800MHz 帯デジタル MCA (デジタル指令局)	420,000	200,000
第20号の4	高度 MCA 制御局等	510,000	200,000
第23号	PHS 基地局	510,000	200,000
第23号の2	PHS 中継局	510,000	200,000
第23号の3	PHS 試験局	510,000	200,000
第24号	38GHz 帯固定局	680,000	200,000
第25号	RZSSB	420,000	200,000
第25号の4	狭帯域デジタル	420,000	200,000
第26号	車両感知用無線標定陸上局	680,000	200,000
第27号	道路交通情報ビーコン	420,000	200,000
第28号の3	設備規則第48条第1項のレーダー (マグネトロン・第3種レーダー)	420,000	200,000
第28号の4	設備規則第48条第1項のレーダー (固体素子・第3種レーダー)	420,000	200,000

2-3-1-3.続き その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）

種別	略称	認証手数料	
		一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出しない場合（試験結果報告書を提出する場合）
証明規則 第2条第1項			
第29号	設備規則第48条第1項のレーダー （マグネトロン・第4種レーダー）	420,000	200,000
第29号の2	設備規則第48条第4項のレーダー （固体素子・第4種レーダー）	420,000	200,000
第31号の2	60GHz帯高速無線回線用 基地局	800,000	200,000
第31号の3	60GHz帯高速無線回線用 多方向陸上移動局	800,000	200,000
第31号の4	60GHz帯高速無線回線用 対向陸上移動局	800,000	200,000
第31号の5	80GHz帯高速無線回線用 陸上移動局	800,000	200,000
第33号	狭域通信システム用基地局	420,000	200,000
第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局	420,000	200,000
第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局 （設備規則第49条の15第1項及び第2項）	420,000	200,000
第41号	18GHz帯基地局等 （周波数分割複信方式又は時分割複信方式）	680,000	200,000
第42号	18GHz帯陸上移動局（4相変調方式）	680,000	200,000
第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局	680,000	200,000
第44号	18GHz帯電気通信業務用固定局	680,000	200,000
第48号	1500MHz帯電気通信業務用固定局	510,000	200,000
第49号	WiMAX用 基地局等	510,000	200,000
第52号の2	WiMAX用 フェムトセル基地局	510,000	200,000
第52号の3	WiMAX用 屋内小型基地局	510,000	200,000
第53号	AXGP、TD-LTE用 基地局等	510,000	200,000
第54号の2	AXGP、TD-LTE用 フェムトセル基地局	510,000	200,000
第54号の3	AXGP、TD-LTE用 屋内小型基地局	510,000	200,000
第54号の5	第5世代移動通信システム用 基地局	760,000	200,000
第57号	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルア	510,000	200,000
第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルア（CATV網等接続型）	510,000	200,000
第57号の3	エリア放送を行う地上一般放送局	510,000	200,000
第57号の4	ラジオ放送用ギャップフィルア	510,000	200,000
第58号	簡易型船舶自動識別装置	420,000	200,000
第59号	簡易型国際VHF（25W以下）	420,000	200,000
第60号	簡易型国際VHF（5W以下）	420,000	200,000
第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局	510,000	200,000
第61号の2	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局	510,000	200,000
第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局	510,000	200,000
第62号の2	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局	510,000	200,000
第63号	700MHz帯高度道路交通システム用基地局	390,000	200,000
第65号	23GHz帯陸上移動局	680,000	200,000
第66号	23GHz帯固定局	680,000	200,000
第67号	11GHz又は15GHz固定局	680,000	200,000
第68号	携帯用位置指示無線標識	480,000	200,000
第69号	6.5GHz又は7.5GHz帯基地局陸上移動局	420,000	200,000
第70号	6GHz帯電気通信業務用固定局	420,000	200,000
第71号	6.5GHz又は7.5GHz帯固定局	420,000	200,000
第72号	無人移動体画像伝送システム	420,000	200,000
第73号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用 基地局	390,000	200,000
第74号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用 陸上移動中継局	390,000	200,000
第76号	150MHz帯VHF データ交換装置	420,000	200,000
第77号	400MHz帯デジタル船上通信設備	420,000	200,000

2-3-2. 軽微な変更の工事 ～ 別表第4号第1項の軽微な変更の工事に係る事項

- 2-3-2-1. 免許不要局（法第38条の2の2第1項第1号に定める特定無線設備）（単位：円）
2-3-2-2. 包括免許局（法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備）（単位：円）
2-3-2-3. その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）（単位：円）

認証手数料
80,000

注:2020年7月10日までに工事設計認証を受けた旧小電力データ通信システムの無線局等の無線設備に係る認証工事設計について新たな工事設計認証を受ける場合は、従前の例により工事設計認証を受けることができる。(令和元年7月11日 総務省令第27号 附則4による)

2-3-3. その他の変更 ～ 工場変更及び追加、型式名称変更、製造者名等変更

2-3-3-1. 免許不要局（法第38条の2の2第1項第1号に定める特定無線設備）（単位：円）

2-3-3-2. 包括免許局（法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備）（単位：円）

2-3-3-3. その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）（単位：円）

認証手数料			
工場変更及び追加 (1件目)	工場変更及び追加 (2件目以降 1件あたり)	製造者名変更	型式名称変更等
33,000	6,000	26,000	20,000

注:2020年7月10日までに工事設計認証を受けた旧小電力データ通信システムの無線局等の無線設備に係る認証工事設計について新たな工事設計認証を受ける場合は、従前の例により工事設計認証を受けることができる。(令和元年7月11日 総務省令第27号 附則4による)

3. 証明、認証ラベルの料金

- (1) 特定無線設備の技術基準適合証明の場合は申込台数分の証明ラベルを購入していただきます。証明ラベルは申込台数分を発行します。証明ラベルの料金は、本別表 1-1. 及び 1-2. に記載されている証明ラベル費用となります。
- (2) 特定無線設備の工事設計についての認証の場合は、申込者において証明ラベルを作成することが出来ます。申込時及び認証後、申込者の希望により別表第 15号に定める様式の証明ラベル作成申込書を提出し、認証ラベルを購入することが出来ます。

認証ラベルの料金：

1枚あたり 22円（消費税込み）

認証の場合の証明ラベルの最低申し込み枚数は100枚とし、100枚単位とさせていただきます。

4. その他の料金

- (1) 証明書、認証書の再発行
別表第 16号又は第 17号に定める様式の再発行依頼書に申込書の写しを添えて申し込みをしてください。
再発行手数料は 5,500円です。なお、再発行された証明書、認証書には、再発行をした旨を記載させていただきます。
- (2) 試験データ、その他の公開可能な書類のコピー
申込時、又は証明、認証後、必要な書類のコピーを申し込みされた申込者に対し、コピーをいたします。
コピー代金は一枚あたり110円です。書類の種類により、ご要望にお応えできないことがありますのであらかじめご了承ください。
- (3) 特定無線設備の技術基準適合証明、及び特定無線設備の工事設計についての認証の特性試験（以下、「特性試験」といいます。）に係る追加料金
 - a) 電波暗室又はシールドルームを使用する必要がある場合は、別途要した時間により追加料金をいただきます。
 - b) 振動試験及び温湿度試験などの環境試験を実施した場合は、別途要した時間により追加料金をいただきます。
 - c) 比吸収率試験を実施する場合は、別途要した時間により追加料金をいただきます。
 - d) 動的周波数選択機能（DFS）試験を実施する場合は、別途要した時間により追加料金をいただきます。
 - e) 複数の変調方式、動作モードなどを持つ機器について、追加の特性試験を実施した場合は、別途要した時間により追加料金をいただきます。
- (4) 特定無線設備の技術基準適合証明、及び特定無線設備の工事設計についての認証（以下、「認証」といいます。）に係る手数料の減額等
 - a) 2以上の複合無線設備に係る申込を同時に行う場合は、手数料の最も高額なものの額に、その他の無線設備の手数料額の半額を加算した額を請求いたします。

ます。

- b) 過去1年以内に類似した証明規則第17条に係る工事設計についての認証申込をおこない認証を受けた実績、または同時に類似した証明規則第17条に係る工事設計についての認証申込が複数あり、前述の手数料が合理的でないとして弊社が判断する場合は、個別に手数料を設定します。
- c) 前年1月より12月までの申込件数実績により、当年1月から12月までの手数料を弊社が別に定める基準で減額します。
- d) 平成16年1月26日以前に特定無線設備の認定点検事業者である者及び弊社が適当と認める事業者からの試験結果報告書が申込書に添付されている場合は、手数料を弊社が別に定める基準で減額します。
- e) 前述の他、弊社が適当と認める場合に手数料の減額を行うことがあります。

5. 手数料の支払い方法

申込書を受理後、弊社より請求書を発行いたします。請求書を受け取りましたら速やかに、弊社指定銀行口座にお振込みください。また、追加料金が発生した場合には、発生後直ぐに請求書を発行いたします。請求書を受け取りましたら同様にお振込みください。振込みが確認できない場合、審査が出来ない事があります。

別表第15号

証明ラベル作成申込書

年 月 日

株式会社ディーエスピーリサーチ殿

申込者 住所
氏名

印

工事設計の認証の申込をした下記1の特定無線設備について、下記2のとおり証明ラベルの作成を申し込みます。

記

1 特定無線設備の内容

(1) 特定無線設備の種別		申込時に申し込む場合は申込書、認証後に申し込む場合は認証書の記載事項を記入してください。
(2) 型式又は名称		
(3) 認証番号		
(4) 認証の年月日		

2 作成を申し込む証明ラベルの内訳

(1) 作成枚数		作成を希望する証明ラベルの様式を記入してください。なお、様式4、8、10のラベルを希望する場合は、端末機器の設計認証及び技術的条件認定の番号を記入してください。
(2) 証明ラベルの様式		
(3) 設計認証番号		
(4) 技術的条件認定番号		

端末機器の設計認証及び技術的条件の番号を併記したラベルを作成できるのは、株式会社ディーエスピーリサーチにて認証及び認定を受けた場合のみです。

3 担当者、証明ラベルの送付先、料金の請求先

申し込み 担当者	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	
ラベルの 送付先	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	
料金の 請求先	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	

別表第16号

技術基準適合証明証書再発行依頼書

年 月 日

株式会社ディーエスピーリサーチ殿

申込者 住 所
会社名
氏 名

印

下記のとおり、特定無線設備の技術基準適合証明証書の再発行を依頼します。

記

1 特定無線設備の内容

特定無線設備の種別	
電波の型式、周波数及び空中線電力	
型式又は名称	
製造番号	
技術基準適合証明番号	
技術基準適合証明の年月日	

2 再発行を希望する理由

--

3 担当者、再発行証書の送付先、料金の請求先

申し込み 担当者	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	
証書の 送付先	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	
料金の 請求先	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	

別表第17号

認証書再発行依頼書

年 月 日

株式会社ディーエスピーリサーチ殿

申込者 住 所
会社名
氏 名

印

下記のとおり、特定無線設備の工事設計の認証書の再発行を依頼します。

記

1 特定無線設備の内容

特定無線設備の種別	
電波の型式、周波数及び空中線電力	
型式又は名称	
認証番号	
認証の年月日	

2 再発行を希望する理由

--

3 担当者、再発行認証書の送付先、料金の請求先

申し込み 担当者	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	
認証書の 送付先	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	
料金の 請求先	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	